

福島市消防基本計画



令和3年9月

福島市消防本部

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の趣旨 P 1
- 2 計画の構成・位置付け P 1
- 3 計画期間 P 2
- 4 計画の見直し P 2

第2章 本市消防を取り巻く現状と課題

- 1 人口減少・少子高齢化社会の到来 P 3
- 2 災害の多様化 P 4
- 3 消防力の充実強化 P 4
- 4 救急出動件数の増加と救急業務の高度化 P 6
- 5 予防行政の推進 P 8
- 6 地域防災力の低下 P 10

第3章 施策体系の内容

- 1 基本理念 P 11
- 2 基本目標 P 11
- 3 基本方針 P 11
- 4 消防基本計画の体系 P 12

第4章 施策の展開・重点取組事業

- 基本目標Ⅰ あらゆる災害に備えるまち P 13
- 基本目標Ⅱ 大規模・広域災害に対応するまち P 21
- 基本目標Ⅲ 市民とともに命を救えるまち P 25
- 基本目標Ⅳ みんなで築く防火のまち P 32
- 基本目標Ⅴ 郷土愛で防災力を育むまち P 37

資 料 編

- 1 成果指標一覧 P 40
- 2 福島市消防力適正配置等調査業務委託報告書（抜粋） P 41
- 3 消防団の組織体制図 P 45
- 4 用語集 P 47

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の趣旨

消防は、火災、救急、交通事故、水難事故からテロ災害などの特殊災害まで、あらゆる事態への対応と備えが強く求められています。加えて首都直下型地震※¹などの大規模災害へ対応するため広域応援体制※²を強化しておく必要があります。

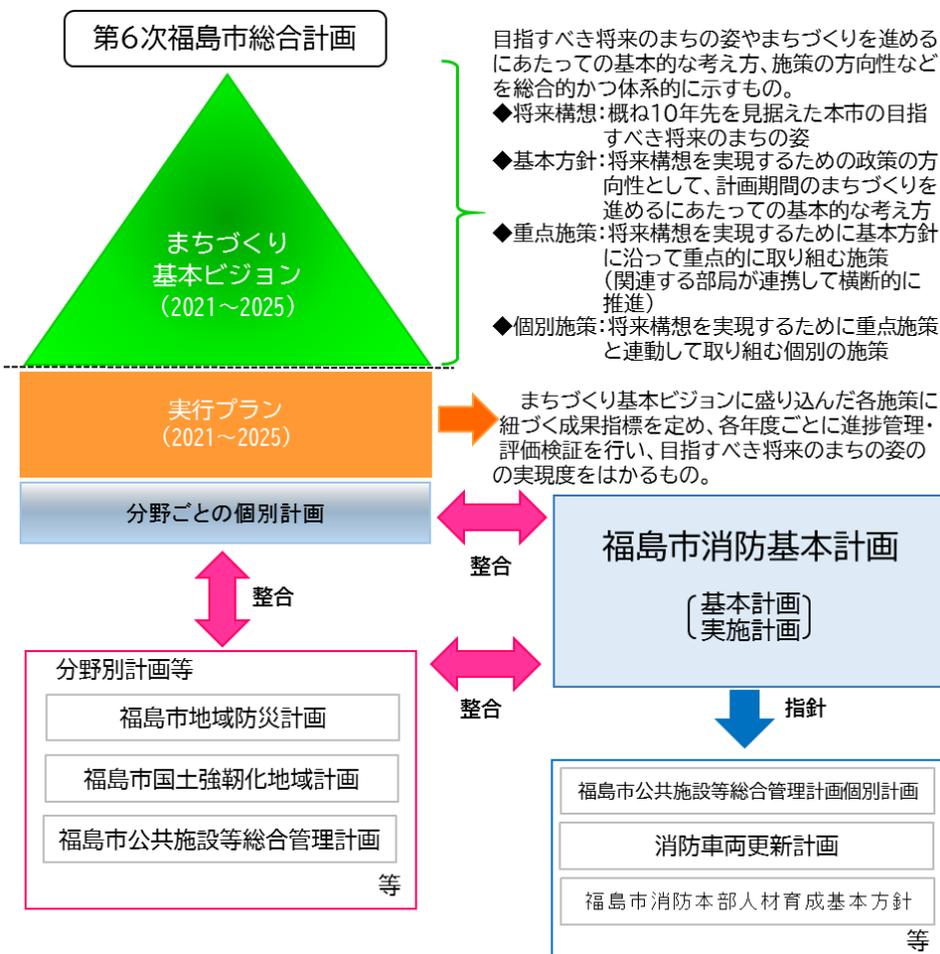
また、近年全国各地で発生している台風や集中豪雨による自然災害の発生状況を考察すると、本市においても大規模な自然災害がいつ発生してもおかしくない状況にあり、加えて、新型コロナウイルスなどの新たな感染症の発生による感染症対策など、消防が担う役割はますます重要となります。

こうした消防行政の取り巻く状況を考慮すると、限られた人的・財政的な資源を最大限有効に活用しながら消防体制の充実を図り、あらゆる災害に対応することが求められています。

さらには、強くしなやかな地域防災力の実現を目指し、消防団、自主防災組織等との連携により、全ての世代が学べる機会を創出するなど市民意識の醸成を図り、「子どもから高齢者までが安心安全に暮らせるまち」を目指すため、福島市消防基本計画を策定しました。

2 計画の構成・位置付け

福島市消防基本計画は、「第6次福島市総合計画まちづくり基本ビジョン」の消防防災体制に関する「個別計画」として位置付けます。また、消防組織法等の関係法令を踏まえ、「福島市地域防災計画」、「福島市国土強靱化地域計画」等と整合性を図りながら、計画を推進することを目的としています。



【消防基本計画の構成】

「第6次福島市総合計画まちづくり基本ビジョン」の個別計画に位置する福島市消防基本計画の構成について次のとおり展開します。

【基本計画】 「第6次福島市総合計画まちづくり基本ビジョン」に基づき、将来のまちの姿の実現に向けて具体的な施策の体系などを示すもので、消防の基本的な計画となるものです。

【実施計画】 基本計画で定められた施策・事業を効果的に実施するための方向性や取り組みを示すものです。

3 計画期間

計画の期間は、長期的かつ総合的な視点に立った取り組みが求められることから、「第6次福島市総合計画まちづくり基本ビジョン」にあわせ策定後から令和7年度までの期間とします。

消防本部では、概ね10年先を見据え目指すべき将来のまちの姿の実現に向けて取り組みます。

年度 計画区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
総合計画	福島市総合計画(5年間)					福島市総合計画(5年間)				
基本計画	消防基本計画					消防基本計画(5年間)				
実施計画	→			→		3年間・毎年見直し(ローリング方式)				

※令和8年度以降の計画は福島市総合計画に併せ作成

4 計画の見直し

基本方針の実現に向けて策定された基本計画を着実に実行するため、また、消防業務に対する市民ニーズの変化や、社会経済情勢に柔軟に対応するため、PDCAサイクル^{※3}による進行管理を行います。



第2章 本市消防を取り巻く現状と課題

1 人口減少・少子高齢化社会の到来

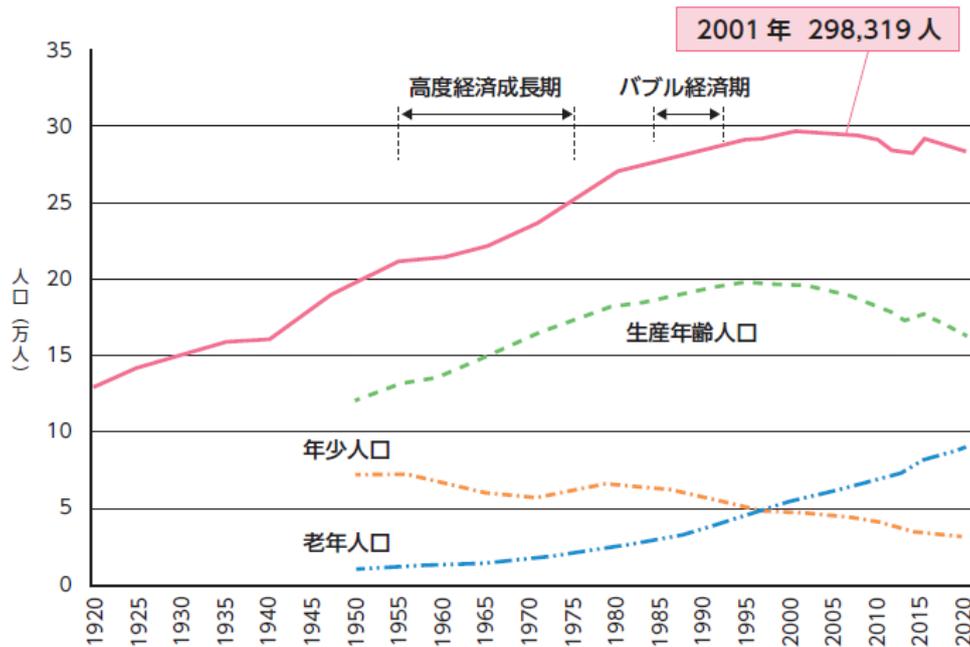
本市の人口は、2001年(平成13年)の298,319人をピークに、その後は減少の一途を辿っており、社人研の推計手法に準拠し、2020年(令和2年)に行った将来人口推計は、2040年(令和22年)に226,845人となります。

総人口の内訳については、年少人口は約2万2千人、生産年齢人口は約11万1千人、老年人口は約9万3千人となり、年齢3区分別の割合は、年少人口9.7%、生産年齢人口49.2%、老年人口41.1%となります。

人口の減少と高齢化に伴い、災害対応能力は低下傾向を示し、疾病者の発生率や事故発生率が高くなることが予想されます。このため、高齢者等の「災害時要援護者^{※4}」を家庭や地域で災害から守るため、「自助・共助」の環境づくりなどの支援体制の充実を図らなければなりません。

さらに、高齢化率の上昇に伴う救急需要の増大や住宅防火など、避難行動要支援者^{※5}への対策も急務となっています。

福島市人口ビジョン【総人口と年齢3区分別人口の統計】



出典：総務省「国勢調査報告書」、福島市「福島市統計書」

項目	実績(人)		将来人口推計(人)			
	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
総人口(人)	294,247	285,196	271,653	257,586	242,656	226,845
対5年前比の減少人数	-	△ 9,051	△ 13,543	△ 14,067	△ 14,930	△ 15,811
対5年前比の減少率	-	△ 3.08	△ 4.75	△ 5.18	△ 5.80	△ 6.52
合計特殊出生率	1.42	1.48	1.47	1.47	1.48	1.48
年少人口(0~14歳)	34,580	31,214	28,702	26,472	24,336	21,934
	11.8%	10.9%	10.6%	10.3%	10.0%	9.7%
生産年齢人口(15~64歳)	178,071	165,014	152,075	139,639	126,643	111,596
	60.5%	57.9%	56.0%	54.2%	52.2%	49.2%
老年人口(65歳以上)	81,596	88,968	90,876	91,475	91,677	93,315
	27.7%	31.2%	33.5%	35.5%	37.8%	41.1%

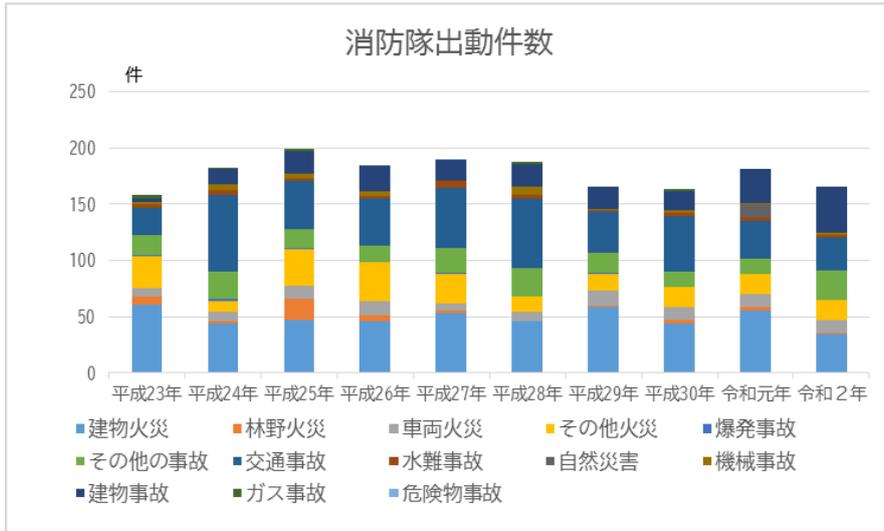
社人研推計手法に準拠し、2020年(令和2年)に行った将来人口推計

2 災害の多様化

近年、集中豪雨による土砂災害や火山災害、竜巻などの自然災害が発生しており、その規模は大規模化・広域化する傾向にあります。

本市では、平成23年3月の「東日本大震災」以降、大きな自然災害はありませんでしたが、令和元年10月6日に発生した台風19号の影響で、大雨や暴風等により、河川が増水し、人的被害や家屋被害、電気・水道・道路等のライフラインへの大きな被害が発生しました。

また、首都直下型地震や南海トラフ地震^{※6}が近い将来に発生することが危惧されることから、巨大災害への対応、豪雨や火山噴火災害等の自然災害に適切に対応するため、高度救助隊^{※7}の充実強化、救助技術の高度化・専門化をさらに進めなければなりません。

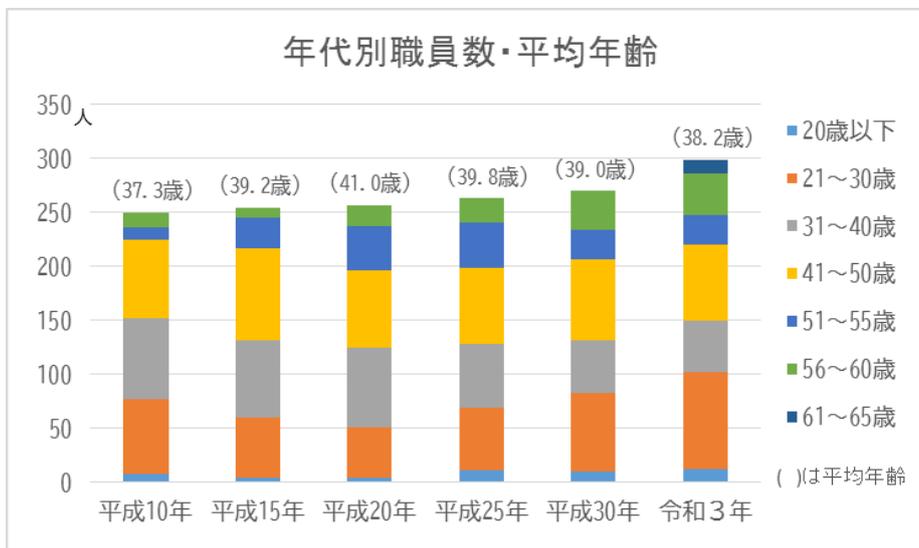


3 消防力の充実強化

(1) 職員の現状

平成30年から令和5年までの間に55名の経験豊富な職員の定年退職により消防活動能力や行政事務能力の低下が懸念されます。また、令和3年4月1日現在の職員数は298名（派遣及び再任用職員を含む）ですが、このうち女性消防吏員が8名で、女性消防吏員の比率は約2.7%と低い状況にあります。

市民に質の高い消防サービスを継続的に提供するため、豊富な知識と高度な技術を持った職員の育成と働きやすい職場環境を整備する必要があります。



(2) 消防庁舎の現状

本市の消防庁舎は現在8庁舎で、このうち、昭和56年以前の旧耐震基準^{※8}の建築物は消防本部・福島消防署、福島消防署清水分署、福島消防署西出張所、福島南消防署杉妻出張所の4庁舎であり、防災拠点として十分な耐震性を有していないことから新庁舎の整備が必要となります。

特に老朽化が著しい、消防本部・福島消防署、福島消防署清水分署を早期に整備しなければなりません。

その他の消防庁舎については、防災拠点としての機能を確保するため、令和元年度に作成した「福島市公共施設等総合管理計画^{※9}」消防施設個別計画に基づき、庁舎の長寿命化や集約化の検討を進めなければなりません。

また、高機能消防指令システム^{※10}及び消防救急デジタル無線^{※11}のさらなる高度化を図るため、消防本部・福島消防署庁舎建設に併せ「高機能消防指令センター^{※12}」として整備する必要があります。

No.	署所名	建築年	構造	延面積	耐震	備考
1	消防本部・福島消防署	昭和46年	RC造	1,445.61 m ²	未改修	附属舎あり
2	福島消防署清水分署	昭和51年	S造	300.00 m ²	未改修	附属舎あり
3	福島消防署西出張所	昭和55年	S造	330.48 m ²	未改修	附属舎あり
4	飯坂消防署	平成27年	RC造	1,676.17 m ²	—	附属舎あり
5	飯坂消防署東出張所	昭和57年	S造	336.49 m ²	—	附属舎あり
6	福島南消防署	平成11年	RC造	1,392.44 m ²	—	附属舎あり
7	福島南消防署信夫分署	平成3年	RC造	441.12 m ²	—	附属舎あり
8	福島南消防署杉妻出張所	昭和43年	S造	167.65 m ²	未改修	附属舎なし

RC造：鉄筋コンクリート造、S造：鉄骨造

(3) 消防水利の現状

本市の消防水利は「消防水利の基準^{※13}」に基づき配置しておりますが、令和元年度の消防施設整備計画実態調査^{※14}では設置率86.4%であることから、消防水利の不足する地区へ計画的に消火栓や防火水槽を設置する必要があります。

また、既存の防火水槽は設置から50年以上経過しているものもあることから、計画的に修繕を行い、長寿命化を図らなければなりません。

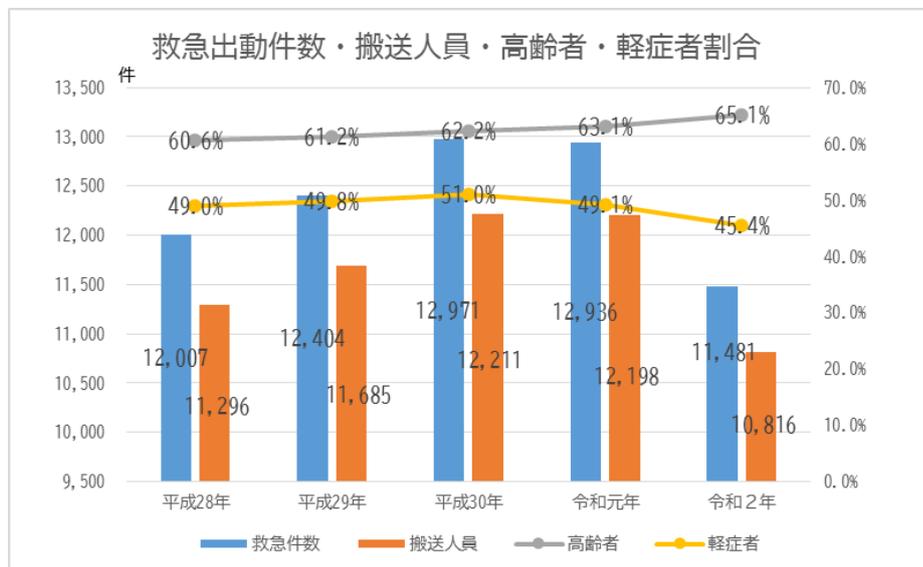
毎年4月1日現在

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
消火栓	3,522	3,549	3,572	3,592	3,610	3,626	3,634	3,638	3,650	3,660
防火水槽	691	690	689	687	687	684	681	678	672	673
うち耐震	22	22	23	23	23	23	23	23	23	23
合計	4,213	4,239	4,261	4,279	4,297	4,310	4,315	4,316	4,322	4,333

4 救急出動件数の増加と救急業務の高度化

(1) 救急出動の現状

本市の救急出動件数は、平成23年に1万件を超え増加の一途を辿っています。その傾向を分析すると、近年は65歳以上の高齢者が全体の60%を超え、また、軽症者の割合も約50%と高い割合を示しています。これは超高齢化社会の到来、疾病構造の変化^{※15}、市民ニーズの多様化などによるものと考えられます。

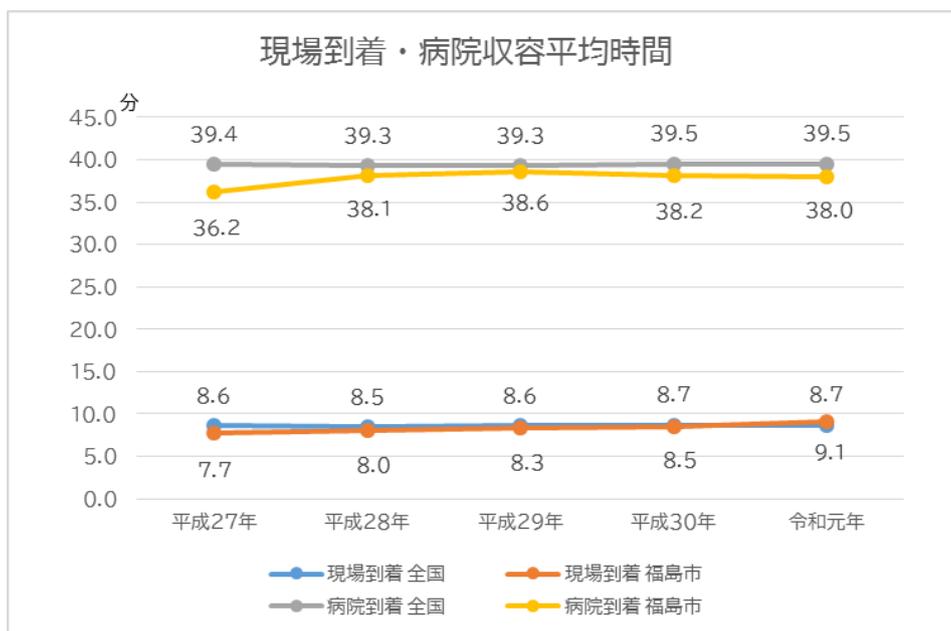


(2) 現場到着時間と病院収容時間の現状

令和元年の救急自動車による現場到着所要時間（119番入電から現場に到着するまでに要した時間）は、全国平均で約8.7分（前年約8.7分）となっています。

また、救急自動車による病院収容所要時間（119番入電から医師引継ぎまでに要した時間）は、全国平均で約39.5分（前年約39.5分）となっています。

本市においては、前年対比で現場到着所要時間の延伸傾向が見られ、これらの要因としては、軽症者あるいは不必要な状況での出動要請の増加による救急需要の増大だけでなく、交通渋滞の増加など道路状況（環境）の変化も原因と推測されます。



(3) 新型コロナウイルス感染防止対策の現状

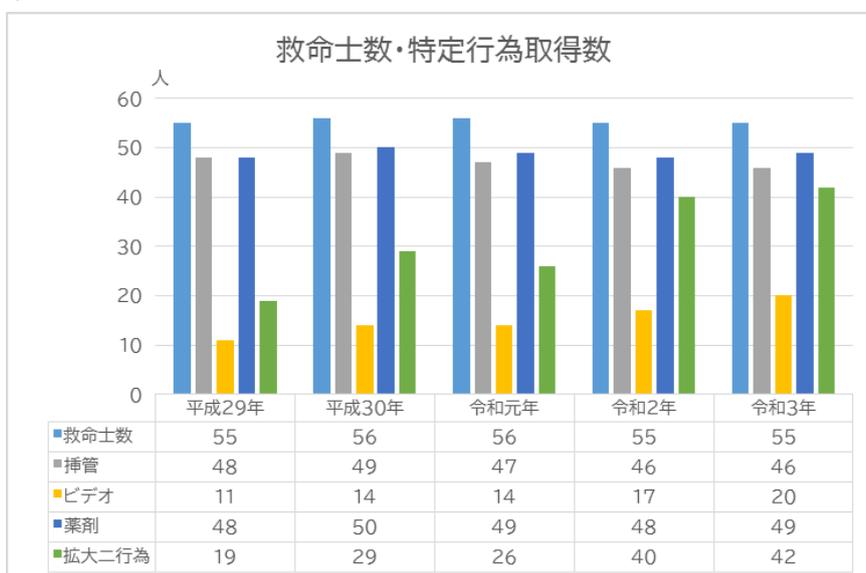
新型コロナウイルス感染症は世界的に流行しており、本市においても、令和2年3月に感染者が確認されて以降、現在も感染者が発生しています。

消防本部では、保健所等が行う新型コロナウイルス感染者の移送に対する協力や、感染が疑われる患者からの救急要請に対応を行っていることから、救急隊員の感染防止対策の徹底を図りながら、市民の安心安全を確保しなければなりません。

(4) 救急救命士の現状

平成3年に救急救命士法が施行されて以降、毎年、救急救命士^{※16}を2名養成し、現在、55名の救急救命士が10台の救急自動車で救急活動を実施しています。

また、気管挿管、薬剤投与、血糖値測定と低血糖発作に対するブドウ糖溶液の投与、心肺機能停止前のショックに対する輸液の実施が認められ、救急業務の高度化が進んでいます。これらの高度な救急救命処置が行えるよう、救急救命士を含む救急隊員の知識、技術の向上に加え、定期的な救急自動車の更新とともに、新たな高度救命用資器材の導入を進めなければなりません。



※各年4月1日現在の人数

挿 管：「気管挿管」

ビデオ：「ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管」

薬 剤：「薬剤投与（アドレナリン）」

拡大二行為：①静脈路確保と輸液

②血糖値測定と低血糖発作に対するブドウ糖溶液投与

（心肺機能停止前の重度傷病者に対する）



救急救命士による血糖値測定

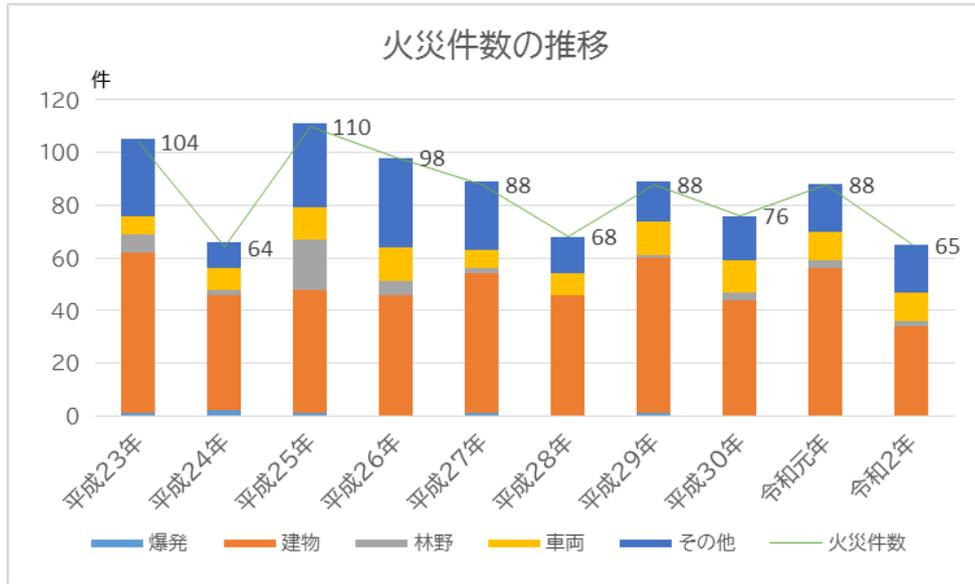


ブドウ糖溶液投与

5 予防行政の推進

(1) 火災件数の推移

本市の火災件数は、減少傾向にあります。建物火災件数は、ほぼ横ばいで推移しています。令和2年中の火災原因を見ると火災件数 65 件のうち、「放火・放火の疑い」が 8 件です。例年の火災原因を見ると「放火・放火の疑い」が上位を占めています。

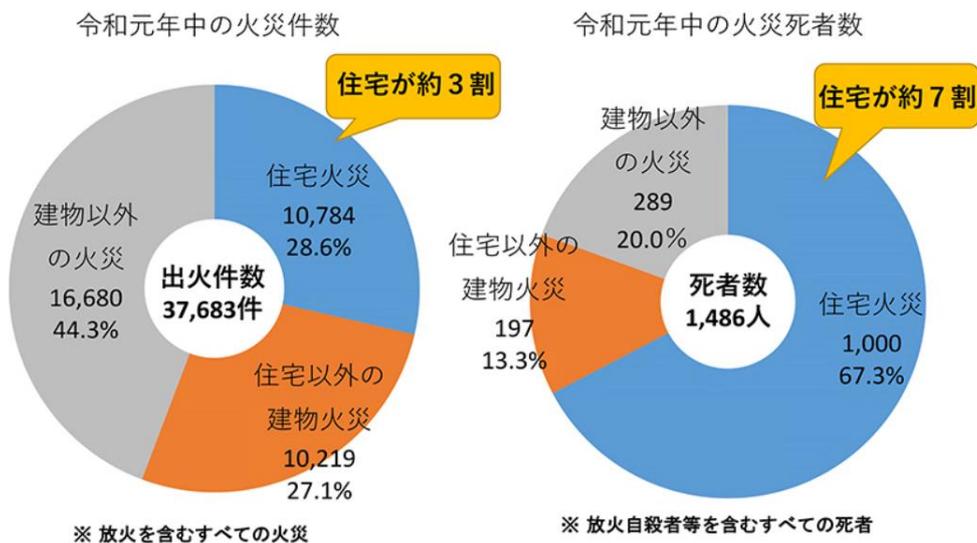


全国では、令和元年中 899 人（放火自殺者等を除く。）の方が住宅火災により亡くなっており、このうち 446 人（49.6%）が逃げ遅れによるものが原因となっています。

また、年齢階層別にみると、高齢者層で著しく高く、年齢が高くなるに従って増加傾向にあり、住宅火災における 65 歳以上の高齢者の死者は 662 人で全体の 73.6% を占めています。

(2) 火災死者の約 7 割は住宅で発生

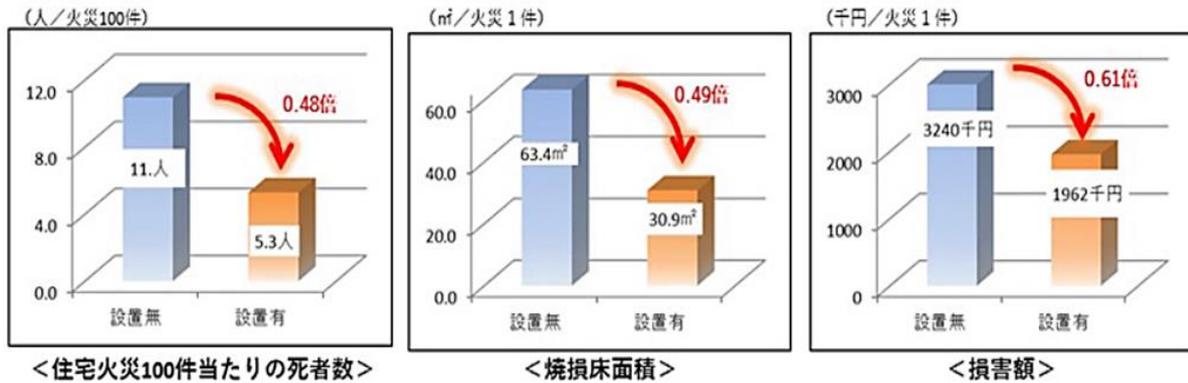
令和元年の全国の住宅火災の件数は、総出火件数の約 3 割ですが、住宅火災による死者数は総死者数の約 7 割を占めています。



出典：消防庁ホームページ (<https://www.fdma.go.jp/>)

(3) 住宅用火災警報器の効果

平成 29 年から令和元年までの 3 年間に全国で発生した住宅火災における住宅用火災警報器^{※17}の効果进行分析すると、住宅用火災警報器を設置していれば、火災発生時の死者や損害の拡大リスクが大幅に減少することがわかります。



※ 住宅火災のうち原因経過が「放火」又は「放火の疑い」があるものを除く件数を、「失火を原因とした住宅火災」の件数としています。

注1) 「死者」とは、火災現場において火災に直接起因して死亡した者であり、火災により負傷した後 48 時間以内に死亡した者を含む。

注2) 死者の発生した過程が「殺人・自損」(放火自殺、放火自殺者の巻添者、放火殺人の犠牲者)であるものを除く。

死者数、焼損床面積及び損害額を見ると、住宅用火災警報器を設置している場合は、設置していない場合に比べ、死者数と焼損床面積は半減、損害額は約4割減

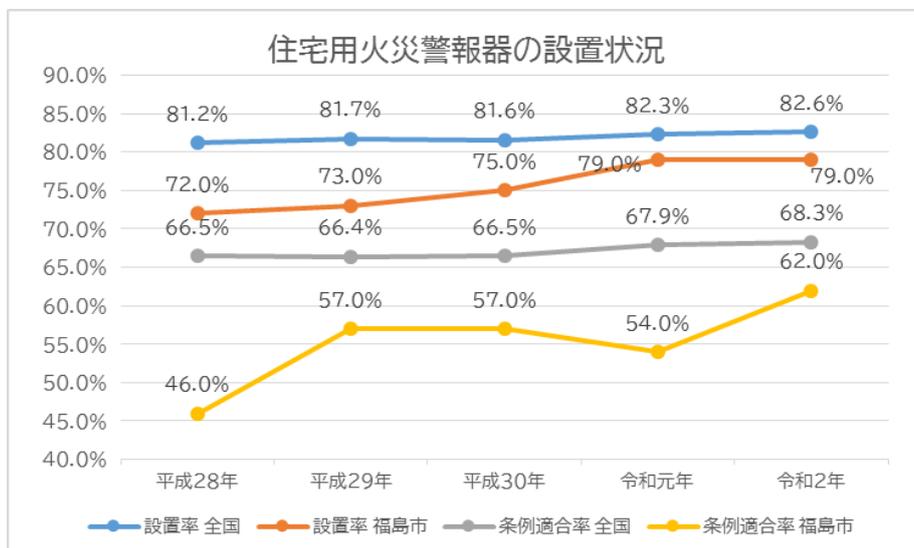


住宅用火災警報器を設置することで、火災発生時の死者リスクや損失の拡大リスクが大幅に減少

出典：消防庁ホームページ (<https://www.fdma.go.jp/>)

(4) 住宅用火災警報器の設置状況

平成 23 年 6 月からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されましたが、本市の設置率^{※18}、条例適合率^{※19}ともに全国平均値を下回っています。

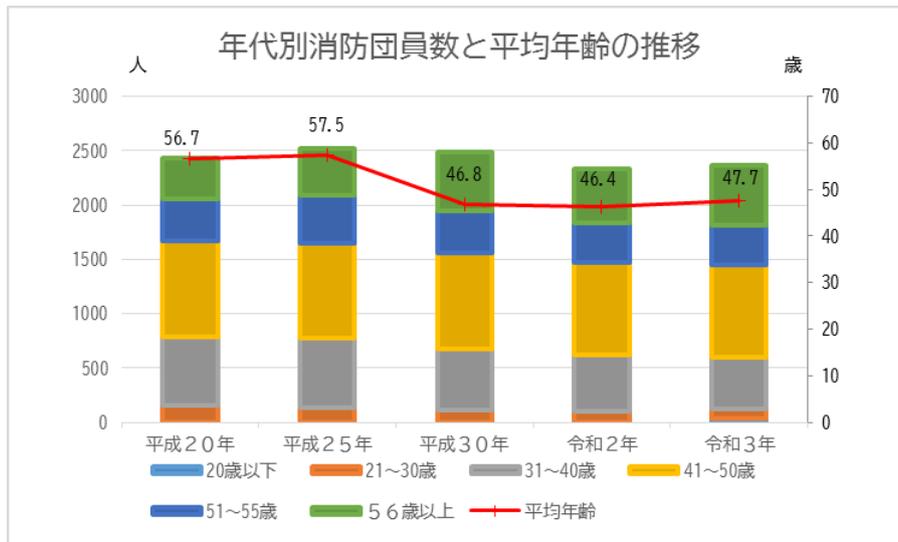


6 地域防災力の低下

(1) 消防団の推移

消防団は、地域に密着して住民の安心安全を守る地域防災の要となる存在ですが、就業構造や社会情勢の変化、地域の連帯意識の希薄化などにより、団員の減少及び高齢化が進んでいます。

そのため、特に若者や女性の消防団加入を促進するとともに、消防団の活動に対する地域や雇用者の理解・支援が得られる環境整備、日中の消火活動等の特定の活動のみを行う機能別団員^{※20}の入団による、消防団の充実・強化を図る必要があります。

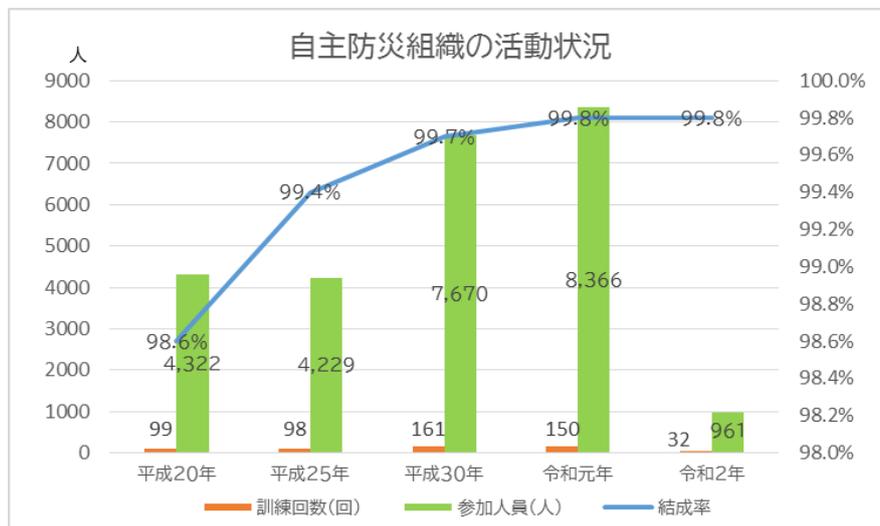


※各年4月1日現在の数値

(2) 自主防災組織の推移

近年の大型台風や大規模地震などの災害から住民の生命と生活を守るためには、自分たちの命は自分たちで守るという「自主防災」、あるいは地域に根ざして取り組むという「地域防災力」が不可欠です。しかし、中心的に活動するリーダーの方々の高齢化や防災訓練のマンネリ化による参加者の減少・固定化が進んでいます。

このため、地域防災力の要である消防団や女性防火クラブ^{※21}等が様々な防災活動を行い、自主防災活動を育成支援することが必要となります。また、事業所等においても組織的な防災活動が行われ、従業員や利用者の安全が図られるほか、周辺地域の自主防災組織と協力した活動が行われることが必要となります。



第3章 施策体系の内容

1 基本理念

強くしなやかな消防防災の実現に向けて基本理念を、次のように掲げます。

だれもが安心安全に暮らせる災害に強いまち福島

2 基本目標

本市の目指すべき将来のまちの姿の実現に向けて基本目標を、次のように定めます。

基本目標Ⅰ あらゆる災害に備えるまち

大規模な自然災害や特殊災害に迅速・的確に対応できるよう防災拠点施設、消防通信体制等の消防力を整備するとともに、災害形態や消防行政事務の変化に的確に対応するため、継続的な人材育成を行い組織力の向上を図り、「あらゆる災害に備えるまち」をつくります。

基本目標Ⅱ 大規模・広域災害に対応するまち

複雑多様化・大規模化する災害に迅速に対応する消防・救助体制の充実と強化を図るため、現場指揮能力の向上、最新の救助技術の習得を進めるとともに、広域的な災害に対応可能な広域応援体制の充実強化を図り、「大規模・広域災害に対応するまち」をつくります。

基本目標Ⅲ 市民とともに命を救えるまち

救急需要が増大していることから、応急手当の推進、救急業務の円滑な活動と救急業務の高度化へ向けた職員の知識・救命処置技術の向上や、資器材の整備などに努めるとともに、医療機関と連携して救命率の向上を図り、「市民とともに命を救えるまち」をつくります。

基本目標Ⅳ みんなで築く防火のまち

市民一人ひとりが防火に関心を持ち、住宅火災から尊い命を守るための住宅用火災警報器の設置や、事業所等の火災などの災害を未然に防ぐための安全対策を積極的に取り組み、「みんなで築く防火のまち」をつくります。

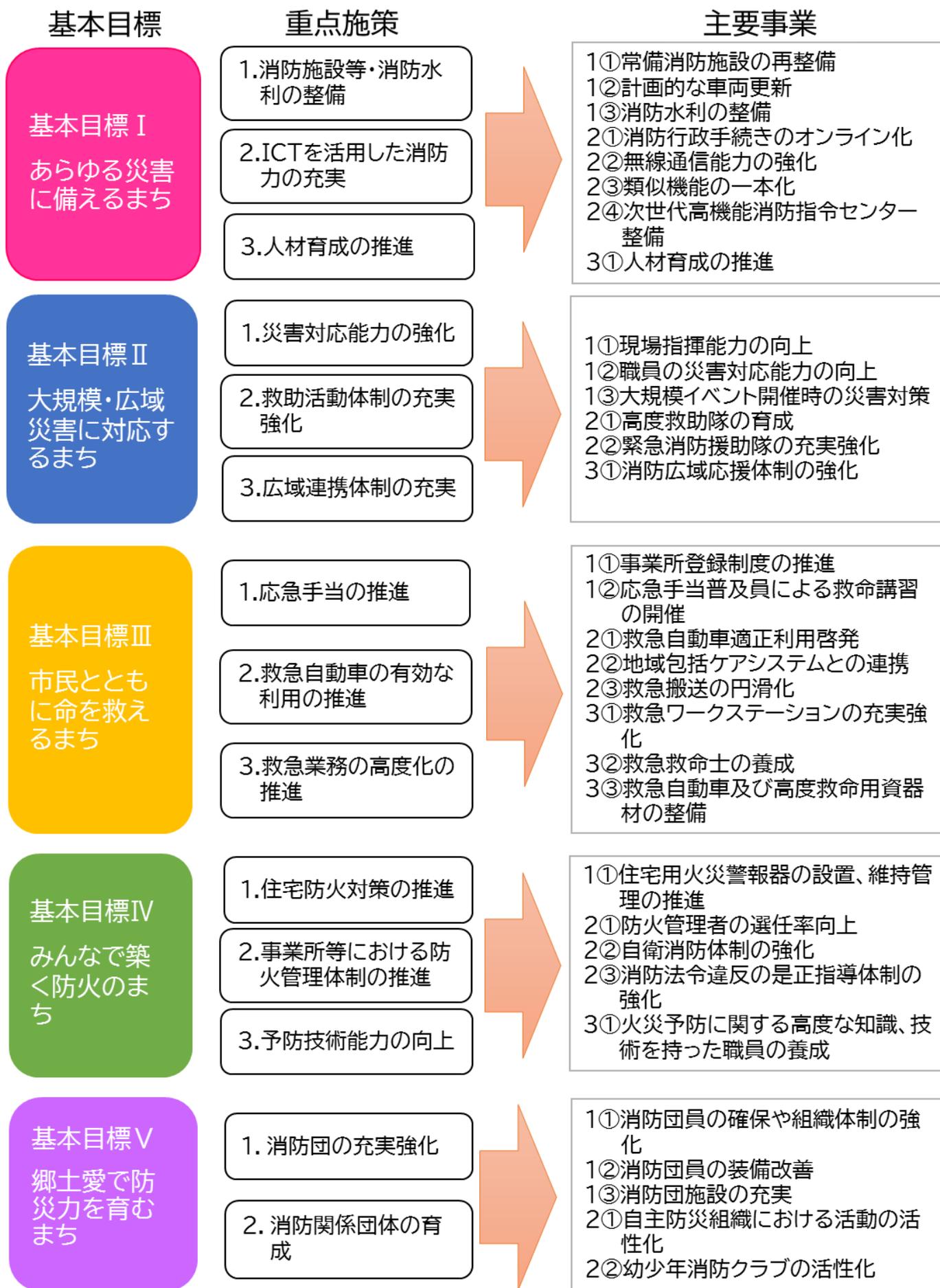
基本目標Ⅴ 郷土愛で防災力を育むまち

地域防災体制の充実強化を図るため、消防団員が活動しやすい体制づくりと組織の強化に努めるとともに、消防団と地域の連携強化を進め、自主防災組織など組織の活性化を支援し、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識のもと地域防災に取り組み、「郷土愛で防災力を育むまち」をつくります。

3 基本方針

本市の消防防災体制における目指す姿を具現化するための基本方針を、次のように定めます。

- 基本方針1 消防防災力の向上を図るため「人材育成」に取り組みます。
- 基本方針2 防災力を世代から世代へ受け継ぐ「技術伝承」を推進します。
- 基本方針3 大規模・広域災害に「一致団結」して取り組みます。



第4章 施策の展開・重点取組事業

基本目標Ⅰ あらゆる災害に備えるまち

重点施策1 消防施設等・消防水利の整備

主要事業① 常備消防施設の再整備（新規）

《目指す姿》

福島消防署清水分署の庁舎建設が完了し、清水地区の防災拠点^{※22}として機能しています。

また、消防本部・福島消防署の庁舎建設が行われており、市内の防災拠点としての整備が進んでいます。

〈取組方針〉

旧耐震基準の建築物は、消防本部・福島消防署、福島消防署清水分署、福島消防署西出張所、福島南消防署杉妻出張所の4庁舎です。

(1) 現在再整備を進めている清水分署庁舎の改築を円滑に進め、令和4年10月の開署を目指します。

工事概要 鉄骨造2階建て、延べ床面積：943.19㎡

1階：事務室、会議室、車庫、救急消毒室、食堂、多目的トイレ等

2階：男性用仮眠室14室、女性用仮眠室2室、浴室、トイレ等



(完成予想図)

(2) 災害発生時の消防防災活動の中核、拠点となる消防本部の強化を図るため、市民会館跡地を有力な候補地として、周辺環境に考慮しながら消防本部・福島消防署庁舎の移転再整備を進めます。

庁舎整備の基本方針として、新型コロナウイルス感染症等の感染防止のため、事務スペースと市民活用スペースを区分し、できる限り職員と来庁者との接触を避ける配置としながら、防災展示や消防訓練の様子を安全に見学できるスペースの確保など、防災拠点としての機能を有効に発揮し地域住民の安心を得られる施設とします。

また、会議、防災教育等のICT^{※23}化を進め、事務効率の向上を目指した庁舎建設を進めます。

福島消防本部・福島消防署《行政系施設》	
所在地:福島市天神町 14 番 25 号(敷地面積 2,854.85 m ²) 建設年:昭和 46 年(築49年)	
	【現況】
	建物:鉄筋コンクリート造 3 階建て、 延べ床面積 1,445 m ² 機能:①消防庁舎(本部 5 課)及び福島消防署 :②高機能消防指令システムによる消防救急受付指令業務 (※現在のシステム使用期限:最長令和9年度)

(3) その他の庁舎整備は将来の施設維持管理のコスト縮減に向けた施設の長寿命化、署所の統合や他公共施設との複合化等による施設総数の縮減など、施設のあり方を検討しながら整備します。

(4) 女性消防吏員の執務環境整備を図るため、署所の再整備にあわせて女性専用スペースの整備を進めます。

主要事業② 計画的な車両更新（継続）

《目指す姿》

消防車両の更新基準や老朽度を考慮して計画的に更新し、効果的な消防活動が行われています。

〈取組方針〉

- (1) 次世代高機能消防指令センター整備に併せ、無線中継車や効果的な資機材等を積載した消防車両の導入について、車両配置の検証をしながら車両整備を進めます。また、脱炭素社会の実現を目指し、電気自動車等の導入を進めます。
- (2) 消防本部・福島消防署の庁舎建設計画に併せ、消防を取り巻く環境や職員数の変化を考慮した効果的な車両を配置します。

福島市消防本部では、下記の車両を所有しています。

種類	保有数(台)	更新基準(年)	内容
指揮車 	5	15	災害現場に集結した数多くの部隊を統括し、活動を円滑・安全に進めるための指揮を執る車両です。
普通ポンプ車 	3	※	住宅火災などに出動する車両で、防火水槽や消火栓から水を吸水して放水することができるポンプを備えています。火災現場到着後、直ちに放水するための水槽を備えた車両が消防活動の主力となる車両です。
水槽付ポンプ車 	12	15	
救助工作車 	2	15	交通事故車や倒壊家屋内から人を救助するために必要なウィンチやクレーンの他、エンジンカッター等の救助資器材を備えた車両です。
はしご車 	3	21	中高層建築物の火災や高所からの人命救助を行うことができるはしごを備えた車両です。はしごの先端には消防隊員が乗るためのバスケットや高所から放水するためのホースを備えています。30メートルの先端屈折はしご車が1台、25メートルのはしご車が2台あります。
化学車 	2	21	化学車は危険物火災に対応することを目的とした車両です。
大型水槽車 	1	15	10,000リットルの水タンクを積載し、消火栓などの水利が不足している地域での火災現場で活躍する車両です。
資機材搬送車 	2	15	各種災害に対し大量の消防資機材を搬送することを目的とした車両です。

種 類	保有数(台)	更新基準 (年)	内 容
支援車 	2	※	大規模な災害等で長時間にわたる消防隊員の活動を支援する車両で、車体の中央部分を拡張することにより広いスペースを確保することができる車両と消防隊員の輸送にあたる車両です。
連絡車等 	20	※	災害現場における現場広報の支援、防火広報、各種訓練指導などに使用する車両です。
救急自動車 	13	10	傷病者を病院まで搬送するとともに、車内で救急救命士の資格を有する救急隊員が高度な救命処置を行うためのスペースや資器材を備えた車両です。 (13台のうち3台は予備車です。)
合計	65		

※は更新年数を設けず老朽度により更新します。

【更新目標】

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
更新 車両	<ul style="list-style-type: none"> ・水槽付ポンプ車 ・指揮車 	<ul style="list-style-type: none"> ・指揮車 ・広報車 ・広報車 ・救急自動車 	<ul style="list-style-type: none"> ・はしご車 ・救急自動車 	<ul style="list-style-type: none"> ・化学車 ・連絡車 ・救急自動車 	<ul style="list-style-type: none"> ・水槽付ポンプ車 ・作業車 ・指揮車 ・救急自動車

主要事業③ 消防水利の整備（継続）

《目指す姿》

消防水利の不足する地域に消火栓や防火水槽が整備され、災害活動時に有効な消火活動が行えるようになり、市民の安心安全につながっています。

〈取組方針〉

「消防水利の基準」（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）に基づき、市内の消防水利の整備状況を踏まえ、平時や地震時及び大火に備えた消防水利を整備します。

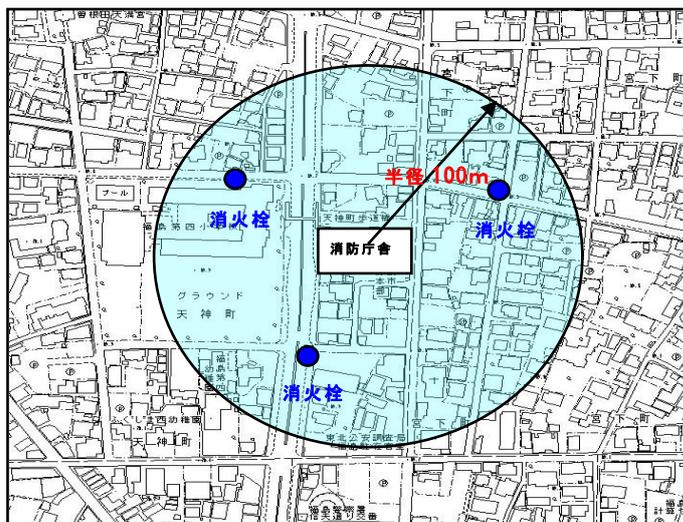
○消防水利の配置基準（防火対象物から消防水利に至る距離の限度）表

地域区分			年間平均風速 が 4m/s 未満	年間平均風速 が 4m/s 以上
①	市街地 または 準市街地	用途地域： 近隣商業地域 商業地域 工業地域 工業専用地域	100m	80m
		その他の用途地域 用途地域の定められていない地域		
②			120m	100m
③	市街地または準市街地以外の地域		140m	

※福島市は、年間平均風速が 4m/s 未満

消防水利施設は、地域区分及び年間平均風速により配置基準が決められています。

（例）市街地地域の消防庁舎が、商業地域に立地する場合、半径 100 メートルで包含することとなる。



重点施策2 ICTを活用した消防力の充実

主要事業① 消防行政手続きのオンライン化（新規）

《目指す姿》

電子申請等のオンライン化が進み、新型コロナウイルス等の感染症対策や消防行政サービスの効率化が図られています。

〈取組方針〉

- (1) 消防関係法令の規定に基づく届出書等について、電子メール、電子申請システム等による提出を行えるよう受付体制を整備します。
- (2) ICTを活用したオンラインによる行政手続きができる環境を整え、市民の利便性向上を図ります。

主要事業② 無線通信能力の強化（継続）

《目指す姿》

署活波、IP無線^{※24}の適正活用及び可搬式無線機と伸縮式ポール型アンテナの中継局設置により、不感域帯の解消が実現され安定した無線通信が行われています。

〈取組方針〉

- (1) 山間部や高層ビルの谷間など、消防救急デジタル無線の不感域帯が必ず生じることから、署活波、IP無線等を併用し安定した無線通信を確立します。
- (2) IP無線は携帯電話のデータ通信エリアで、Voip（ヴォイプ）^{※25}を利用して無線通信をすることができ、音声をパケット^{※26}に変換してメールのように送信し、IPアドレス^{※27}に直接通信しているため混信することはありません。
このため、消防救急デジタル無線の不感地帯をカバーするために導入されたIP無線の活用方法を明確化します。

主要事業③ 類似機能の一本化（NET119とメール119）（新規）

《目指す姿》

NET119^{※28}による119番通報の受信だけではなく、消防から積極的に地震や水害等の自然災害発生時に避難情報や避難所情報の提供を行っています。

〈取組方針〉

音声による119番通報が困難な聴覚や発語等に障がいのある方は、NET119とメール119を重複して登録しています。新しい「NET119緊急通報システム」はスマートフォンなどから通報用Webサイトにアクセスして、「救急」「火事」の別と位置情報を入力すれば、即座に消防本部に繋がり、テキストチャット^{※29}でやりとりするシステムが主流になりつつあります。今後は、円滑かつ容易に操作できるNET119の一本化を目指します。

主要事業④ 次世代高機能消防指令センター整備（新規）

（次期高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線システムの再構築）

《目指す姿》

消防本部・福島消防署の庁舎建設に併せ、高機能消防指令センターの整備が進んでいます。

〈取組方針〉

(1) 消防本部・福島消防署の庁舎建設に併せ高機能消防指令システムと消防救急デジタル無線の更新費用の適正化・低減化を図り再構築し、住民ニーズに合わせた消防サービスの提供が行える次世代高機能消防指令センターとして整備します。

また、消防指令センターの共同運用について、今後の方向性を含め検討します。

(2) 県内広域応援隊^{※30}や緊急消防援助隊^{※31}は、広域的な自然災害や大規模・特殊災害などに対して、有効な消防活動を実施するため、情報を共有し、連携・協力して活動しなければなりません。

このため、次世代高機能消防指令センター整備に併せ、無線中継車や偵察ドローンの導入など、大規模・特殊災害における情報共有のあり方を検証します。



【無線中継車と偵察ドローンのイメージ】



「消防の動き' 18年12月号」(消防庁) (https://www.fdma.go.jp/publication/ugoki/items/3012_all.pdf) を加工して作成

主要事業① 人材育成の推進（継続）

《目指す姿》

「福島市消防本部人材育成基本指針」に基づき人材育成が行われ、職員が社会環境等の変化に柔軟に対応し、常に改革に取り組み、市民に信頼を得られる組織が整っています。

〈取組方針〉

(1) 人事管理制度

- ① 多様化する消防ニーズに対応できる職員の採用を人材育成の出発点と位置付け、柔軟な発想や創造ができる人材、困難な課題に積極的に挑戦する意欲のある人材を確保するため、人物重視の採用を図ります。
- ② 女性消防吏員の比率を全国の目標水準に引き上げるため、計画的に女性消防吏員の増員を図ります。
- ③ 職員の能力、適性や意欲などを生かした適材適所の人員配置を実施し、職員の能力発揮の機会となる人事異動を行います。

(2) 研修制度

- ① 職員の能力を研鑽するため、管理監督者がそれぞれの所属職員の状況に応じて研修の目的と方法を定め、職場研修に取り組みます。また、消防学校等の研修機関へ派遣し、効果的かつ効率的な人材育成を図ります。
- ② 職員研修のオンライン化や、階級・専門分野に必要な不可欠な研修を動画で学べるeラーニングの導入など、ICTを活用した研修を推進します。
- ③ ICTを活用した指導育成のための指導員の研修プログラム体制を構築します。

(3) 働きやすい職場環境

- ① 自らの能力を十分に発揮するためには、職員の心と身体が健康であることが基本となります。健康相談・指導体制の充実を図るとともに、メンタルヘルス対策を行います。
- ② 女性消防吏員が活躍できる環境づくりに努めます。



研修風景



基本目標Ⅱ 大規模・広域災害に対応するまち

重点施策1 災害対応能力の強化

主要事業① 現場指揮能力の向上（新規）

《目指す姿》

指揮隊の専任化や専門的知識向上のための人材育成が行われ、現場指揮体制の向上が図られています。

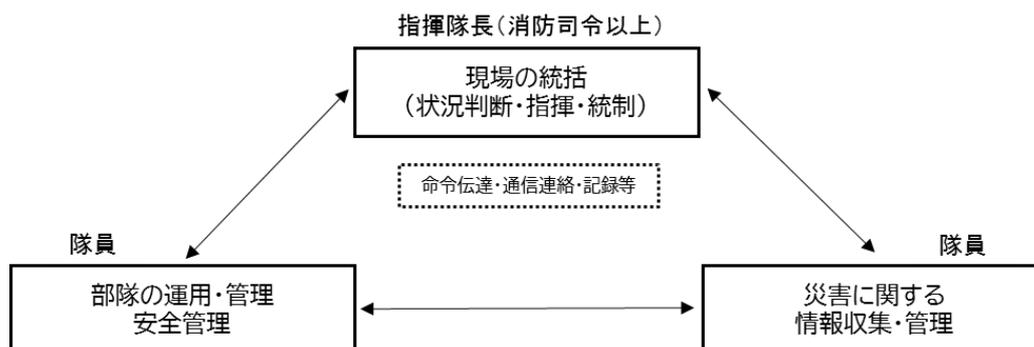
〈取組方針〉

- (1) 複雑多様化、大規模化する災害に対応するため、平成31年4月より兼任指揮隊を編成しました。
- (2) 指揮対応訓練を定期的実施し、さらに職員を県消防学校等の研修機関へ派遣することで、指揮能力の向上に努めます。
- (3) 消防本部・福島消防署の庁舎建設計画に併せ、災害の複雑化や困難性の増加に対応し、安全かつ効果的な消防活動を追求することを目的として、専任指揮隊の運用の検証を実施します。
- (4) 現場指揮能力の向上を図るため、専任指揮隊を運用している先進地から職員を招き、指揮活動について『現場指揮活動検証会（仮称）』を開催します。



指揮隊の活動

【指揮隊のイメージ図】



主要事業② 職員の災害対応能力の向上（新規）

《目指す姿》

消防訓練や研修会が継続的に実施され、若手職員の早期戦力化が実現し、組織力が向上しています。

また、あらゆる災害に安全管理を徹底した迅速な部隊活動を実施しています。

〈取組方針〉

- (1) 職員の大量退職により、若い職員が増えていることから、計画的に多角的な消防訓練や他業種の専門家による研修会を実施し、災害対応能力の向上を図ります。
- (2) 現場経験不足を補うため、動画などによる活動要領を作成します。
- (3) 若手職員を対象としたOJTカリキュラムにより人材育成を図ります。

主要事業③ 大規模イベント開催時の災害対策（継続）

《目指す姿》

各種大規模イベント開催時の災害に備え、各種災害に対応する資器材が整備され、NBC災害^{※32}や多数傷病者対応の訓練を計画的に実施し、災害対策が強化されています。

また、令和元年6月に運用を開始した「NBC災害即応部隊^{※33}」の活動が充実し、迅速に対応しています。

〈取組方針〉

- (1) テロ災害や多数傷病者対応の訓練を計画的に実施し、消防大学校NBCコース等の研修機関へ派遣することで、専門的技術及び知識の向上を図ります。
- (2) 令和元年6月に運用を開始した「NBC災害即応部隊」の活動を充実させるため、各種災害に対応する救助用資器材の整備、災害対策の強化を図ります。
- (3) 他部局や他機関との連携を強化するため、市危機管理室や警察等との合同訓練を定期的実施します。

重点施策２ 救助活動体制の充実強化

主要事業① 高度救助隊の育成（継続）

《目指す姿》

大規模災害等に備えるための人材育成が行われ、高度救助体制の充実が図られています。

〈取組方針〉

- (1) 大規模災害に備えた高度救助隊の強化、技術の向上を図ります。
- (2) 職員を県消防学校救助科や消防大学校高度救助・特別高度救助コース等の研修機関へ派遣することで、専門的技術及び知識の向上に努めます。



都市型救助資器材を活用した救助訓練



NBC訓練

主要事業② 緊急消防援助隊の充実強化（継続）

《目指す姿》

大規模広域災害現場で活動する部隊の登録数を維持し、各種訓練を通じて迅速な出動に備えています。

〈取組方針〉

- (1) 消防本部では下記の部隊が緊急消防援助隊として登録されており、発生が危惧されている南海トラフ地震、首都直下型地震等の被害想定等を踏まえ、出動要請があった場合に備え、災害現場に必要な部隊が迅速かつ的確に出動できる体制を整えます。
- (2) 緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練に参加し、部隊運用の知識習得や技術向上を図ります。
- (3) 救助用資器材の整備を行い、災害対応能力の向上を図ります。

福島市消防本部 緊急消防援助隊登録部隊数（令和3年4月1日現在）

	統合機動 部隊指揮隊	県大隊 指揮隊	NBC災害 即応部隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援 小 隊	特殊装備 小 隊	その 他 小 隊	合 計
福島市	1隊	2隊	1部隊※	6隊	1隊	6隊	3隊	1隊	－	21隊
福島県	1隊	5隊	1部隊※	51隊	9隊	36隊	18隊	8隊	10隊	139隊

※「NBC災害即応部隊」は、指揮車・救助工作車・作業車・水槽付ポンプ車で編成されています。

重点施策3 広域連携体制の充実

主要事業① 消防広域応援体制の強化（継続）

《目指す姿》

県防災訓練、避難指示区域内における大規模火災対応訓練、多数傷病者対応訓練や県北3消防本部（福島市消防本部、伊達地方消防組合消防本部、安達地方広域行政組合消防本部）及び相馬地方広域消防本部との合同訓練を実施し、迅速な応援体制が図られています。

また、仙南地域広域行政事務組合消防本部、置賜広域行政事務組合消防本部との合同訓練を実施し、福島圏域における迅速な応援体制が図られています。

〈取組方針〉

- (1) 「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、相互の応援体制を確立し対応します。
- (2) 協定に基づく応援要請、応援消防隊の円滑かつ迅速な災害対応を実現するため、県防災訓練や避難指示区域内における大規模火災対応訓練、多数傷病者対応訓練を実施し、県内における災害対応の充実強化を図ります。
- (3) 県北3消防本部及び相馬地方広域消防本部は、人口減少や災害の多様化等社会環境の変化に対応するため、「県都ふくしま」として、将来にわたって持続可能な消防体制の整備・確立に向け、消防事務の一部について柔軟な連携及び協力を推進します。
- (4) 県内の消防相互応援協定に併せて、仙南地域広域行政事務組合消防本部（宮城県）、置賜広域行政事務組合消防本部（山形県）と福島圏域における災害対応の充実強化を図ります。

相互応援協定に基づく出動

出動年月	出動場所（災害種別）	出動隊
平成28年3月	伊達市霊山町山野川地内（林野火災）	指揮車・タンク車
平成29年1月	米沢市大沢地内 西栗子トンネル（交通事故）	指揮隊・タンク隊・救急隊
平成30年3月	二本松市下川崎字蟹田地内（その他火災）	タンク車・救助工作車
平成30年7月	安達郡大玉村玉井地内（林野火災）	指揮隊
平成31年4月	郡山市田村町（林野火災）	指揮隊・タンク隊
令和元年10月	本宮市本宮地内（水害）	救急隊
令和元年10月	いわき市総合体育館（水害）	指揮隊・ボート部隊



合同訓練風景

基本目標Ⅲ 市民とともに命を救えるまち

重点施策1 応急手当の推進

主要事業① 事業所登録制度の推進（新規）

《目指す姿》

登録事業所の近隣で発生した救急事案に対して、早期に心肺蘇生やAEDが実施され救命率が向上しています。

〈取組方針〉

応急手当普及啓発に功績のあった事業所やAEDを設置している事業所と協定を締結し、事業所近隣で発生した救急事案に対して、市民の迅速な心肺蘇生の実施やAEDを使用できる環境を構築します。

主要事業② 応急手当普及員による救命講習の開催（継続）

《目指す姿》

応急手当普及員^{※34}により救命講習が自主的に開催されています。また、救急自動車が到着する前にバイスタンダー^{※35}による応急手当が実施されており、救命のリレー^{※36}がつながっています。

〈取組方針〉

- (1) 定期的な応急手当普及員講習の開催と併せて、応急手当普及員が自信をもって講習会を開催できるようフォローアップを積極的に進め、応急手当普及員による自主的な講習会の促進を図り、多くのバイスタンダーが養成できるよう取り組みます。
- (2) 新型コロナウイルス感染症など、新たな感染症の感染防止対策として、ICTを活用したオンライン講習やeラーニング講習等を促進し、市民の利便性向上を図ります。



救命講習風景

講習会を受講しましょう！ あなたの愛する家族のために！

重点施策2 救急自動車の有効な利用の推進

主要事業① 救急自動車適正利用啓発（継続）

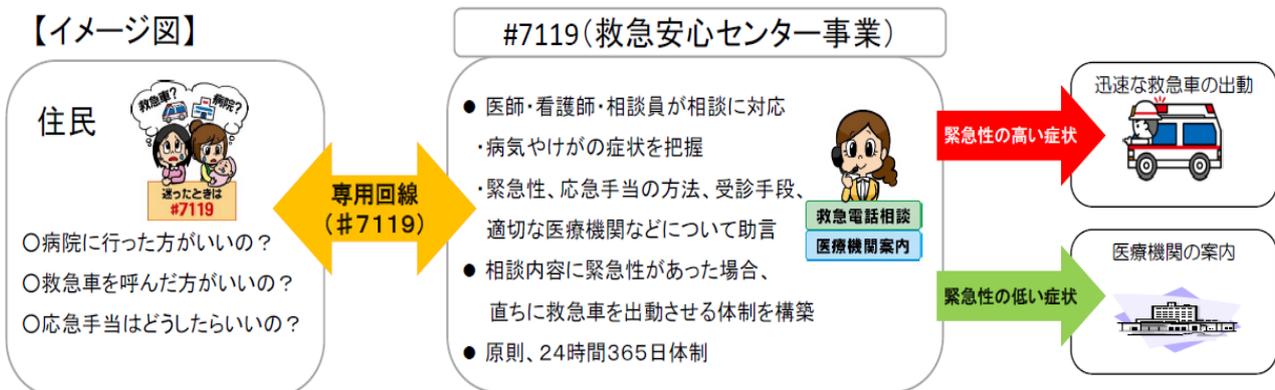
《目指す姿》

予防救急の普及や相談窓口の整備により、緊急性の有無や応急手当の方法及び受診手段等アドバイスにより軽症者の自己受診が増え、救急自動車が適正に利用されています。

〈取組方針〉

- (1) 増加する救急業務を安定的かつ持続的に提供するため、様々な情報発信手段を活用し、分かりやすく情報発信を行い、救急自動車の適正利用について市民の理解を得られるよう努めます。
- (2) 搬送に至る過程で市民自身の取り組みにより予防可能な状況があることから、傷病に至る前の予防救急の普及を図り、救急要請の抑制を図ります。
- (3) 救急自動車を必要としない緊急性の低い要請を抑制するため、民間の患者搬送事業者等の活用や「#8000^{※37}」の利用促進、さらには福島県と「#7119」システムの導入を目指します。
- (4) 市民の理解と協力により、救急隊の現場到着の遅延を防ぎ早期に応急処置を受けられることで、救命率の向上や後遺症の軽減につながる体制を確立します。

【イメージ図】



出典：消防庁ホームページ (<https://www.fdma.go.jp/>)

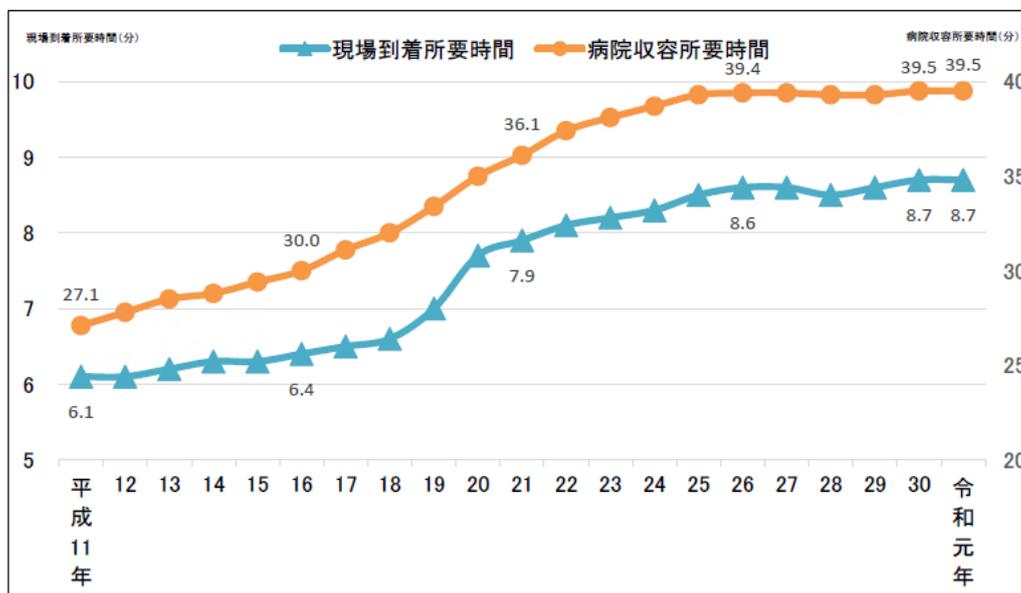
◆主要事業③ 救急搬送の円滑化（継続）

《目指す姿》

情報提供書等によりスムーズな情報伝達が行われ、收容時間が短縮されています。

〈取組方針〉

- (1) 消防法改正に伴い福島県が平成 23 年 1 月 1 日に策定した「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」に基づき、迅速かつ適切な医療機関への搬送を実施するなど医療機関との連携強化を図ります。
- (2) スムーズな医療機関との受入交渉を行うため、統一した情報提供書等を作成し情報を共有するなど、医療機関との連携を強化することで、迅速かつ適切な医療機関への搬送を行います。



出典：消防庁ホームページ (<https://www.fdma.go.jp/>)

主要事業① 救急ワークステーションの充実強化（継続）

《目指す姿》

救急ワークステーション※³⁹の派遣回数増加により、救急救命士を含む救急隊員の知識、技術が向上し、いち早い医療の提供により救命率向上と後遺症の軽減が図られています。

〈取組方針〉

- (1) 派遣型救急ワークステーションの派遣回数を増やし、研修内容の検証を実施しながら、常駐型救急ワークステーションへの移行を目指します。
- (2) 救急ワークステーションの派遣強化に併せ、救急救命士を含む救急隊員の資質の向上を目指した教育体制を図るとともに、医師が同乗したドクターカーとして出動することで重篤な傷病者に対して、いち早い医療サービスを提供します。



救急ワークステーション実習風景

主要事業② 救急救命士の養成（継続）

《目指す姿》

全ての救急自動車に複数の救急救命士が同乗し、スムーズな救急活動が行われています。

〈取組方針〉

- (1) 救急救命士の処置範囲の拡大が認められ、救急業務における救急救命士の役割がさらに重要となっています。
また、救急救命士有資格者の定年退職等に伴い、有資格者が減少することが予想されることから、レベルの高い救急救命士の計画的な養成を行います。



救命士の実習風景

- (2) 救急救命士が指導医師から適切な指示、指導及び助言が行われ、医学的担保に基づいた観察及び処置が実施できるよう、地域メディカルコントロール協議会における事後検証や教育的な講習会を積極的に進め、顔の見える関係を構築します。
また、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、オンライン講習によるICTを活用した教育体制の確立し効率化を図ります。

メディカルコントロール体制※40

メディカルコントロール協議会

- ・医療機関
- ・行政機関
- ・消防機関

医師の指示、指導・助言体制

- ・特定行為の指示
- ・処置の指示・助言
- ・病院選定への助言

再教育体制の整備

- ・病院実習の実施
- ・救急救命士の再教育の実勢
- ・マニュアルの作成

事後検証の実施

- ・救急活動記録票の検討
- ・救急救命処置の効果検証
- ・症例検討会の実施

主要事業③ 救急自動車及び高度救命用資器材の整備（継続）

《目指す姿》

救急需要の変化に対応し適した車両更新や資器材の導入、救急隊員の感染防止対策が徹底され、安定的な救急サービスを提供しています。

〈取組方針〉

- (1) 更新計画に基づき救急自動車を更新することで、安定的かつ持続的に救急医療サービスを提供できるように努めます。
- (2) 救急資器材については、常に進化しているため資器材更新の際に、最新の高度救命用資器材^{※41}の導入を進めます。
- (3) 指導医師から指示、指導及び助言を得るため、ICTを活用し傷病者の情報をリアルタイムで伝達できる機器の導入を進めます。
- (4) 救急救命士の処置範囲が拡大し、新たな救急救命処置の実施が認められたことに伴い、高度な技術を習得するための訓練資器材の更新や整備を推進するとともに、心肺蘇生ガイドラインに適合した訓練資器材の整備を図ります。
- (5) 救急活動では、血液や体液に曝露される機会が多いだけでなく、感染情報の把握が医療機関と比較して難しいため、感染防止対策は非常に重要となります。医療機関や保健所と連携して教育や研修会を開催し、最新の知見に合わせ感染マニュアルの見直しを進めます。



高規格救急自動車



高度救命用資器材（自動心臓マッサージ器）

感染防止対策については、新型コロナウイルス等の発生は必ずしも完全に予測できないことから、国、県から随時最新の情報を収集し、業務継続計画等の更新を図るとともに、発生時には救急業務体制の維持、確保のため計画に沿って迅速に対応します。

基本目標Ⅳ みんなで築く防火のまち

重点施策1 住宅防火対策の推進

主要事業① 住宅用火災警報器の設置、維持管理の推進（継続）

《目指す姿》

住宅用火災警報器の設置率及び条例適合率向上により、住宅火災による死傷者や損害の拡大リスクが軽減されています。

〈取組方針〉

- (1) 住宅用火災警報器の未設置世帯（条例の基準に適合して設置されていない世帯を含む）に対しては、早期に設置するよう強く働きかけます。
- (2) 消防団、女性防火クラブ、民生委員及び地域包括センターと連携して取り付け支援を行います。
- (3) 住宅火災で住宅用火災警報器の設置効果があったものについては、奏功事例として速やかに情報発信します。
- (4) 電池切れや故障等により火災時に警報が鳴らない、電池切れや誤発報により設置していた住宅用火災警報器を取り外してしまうことが想定されることから、こうしたことを防ぐため、適切な維持管理の方法についての広報を強化します。



○住宅用火災警報器の設置場所は？

住宅火災警報器は、基本的に寝室と寝室がある階の階段部分（1階の階段は除く）に設置することが必要です。また、住宅の階数等によっては、その他の箇所（階段）にも必要となる場合があります。



出典：消防庁ホームページ (<https://www.fdma.go.jp/>)

住宅用火災警報器を設置しましょう！ 維持管理しましょう！

重点施策2 事業所等における防火管理体制の推進

主要事業① 防火管理者の選任率向上（継続）

《目指す姿》

防火管理者^{※42}の選任率が向上し、事業所等における防火管理体制が確立されています。

〈取組方針〉

近年、全国的に大規模火災が発生しており、事業所の防火管理体制のあり方が問われています。

本市では、定期的に防火管理講習を実施し、年間約360名の防火管理者を育成するとともに、メディアを用いた広報活動や途切れのない指導により、防火管理者選任率の向上を図り、事業所の防火管理体制を確立します。



防火管理者講習

主要事業② 自衛消防体制の強化（継続）

《目指す姿》

事業所等において火災に対する初期消火体制が整備され、自衛消防体制の強化が図られています。

〈取組方針〉

- (1) 事業所等が実施する消防訓練において、従業員に消火器や屋内消火栓の操作方法を指導し、火災時における自衛消防体制の強化を図ります。



消火訓練用水消火器を使用した消火訓練



屋内消火栓を使用した自衛消防隊の育成

- (2) 消火体験装置「Kesuzo」で実際の火災に似た燃焼状態を作り、訓練用水消火器を使用し消火訓練することで、火災の熱さ、怖さを体験し火災の危険性の理解を高めます。



消火体験装置「Kesuzo」



訓練用水消火器を使用した消火訓練

- (3) いつでも、だれでも、何度でも火災をリアルに再現できるVR消火訓練シミュレータの導入に向け、市民や事業者と連携しながら実用性、有効性について検証を行い、体験型防災学習の構築を図ります。

**火災発生、
その時、最も大切なのは初期消火**

消火訓練の最重要ポイントは、有事の際に動けるかどうか。
実際に火災を体験した人は殆どいない中、実体験に限りなく近い環境を
VRを活用することで再現。



VR消火訓練シミュレータのイメージ

MXバイリング株式会社「VR消火訓練シミュレータ」リーフレットより

- (4) 各種資機材を用いた消防訓練を実施し指導體制の検証を行い、事業所等における火災予防対策を強化します。

主要事業③ 消防法令違反の是正指導體制の強化（継続）

《目指す姿》

違反の是正指導により事業所等における防火対策が適正に行われ、従業員や利用者の安全が確保されています。

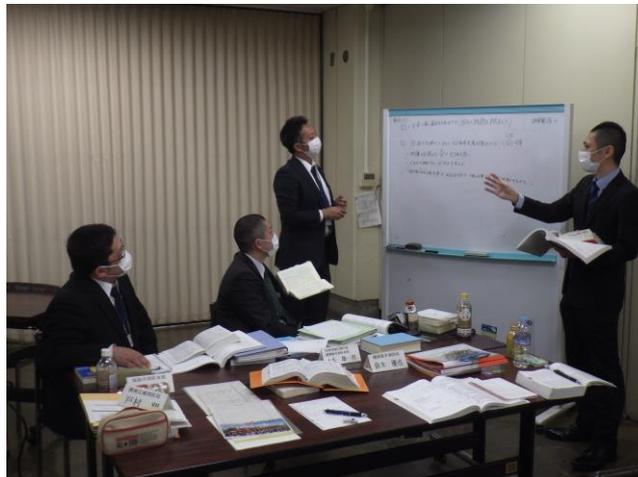
〈取組方針〉

(1) 政令市の消防局等が行っている違反是正の推進に係る実務研修の受講により、消防法令違反に対する是正措置を適切に行うための知識や技術等を習得した職員を増やすとともに、県内の各消防本部と緊密な連絡体制を構築することで情報を共有し、違反是正に関する指導體制を強化します。

◎違反是正の推進に係る実務研修機関

令和元年度・・・仙台市消防局（宮城県）、研修者1名

令和2年度・・・横浜市消防局（神奈川県）、研修者1名



令和2年度違反是正の推進に係る実務研修の状況

研修機関：横浜市消防局（神奈川県）

(2) 消防法令の違反があると火災発生の危険が高まり、万一火災が発生した場合は、被害が大きくなる恐れがあるため、従業員や利用者等の安全が確保されるよう、効果的に立入検査^{※43}を実施し、法令違反の是正指導を行います。

(3) 消防法令違反が認められる事業所等に対しては厳格に対処し、是正されない場合は速やかに警告や命令などの違反処理を行います。



消防本部内職員座学研修の状況



消防本部内職員実務研修の状況

重点施策3 予防技術能力の向上

主要事業① 火災予防に関する高度な知識、技術を持った職員の養成（継続）

《目指す姿》

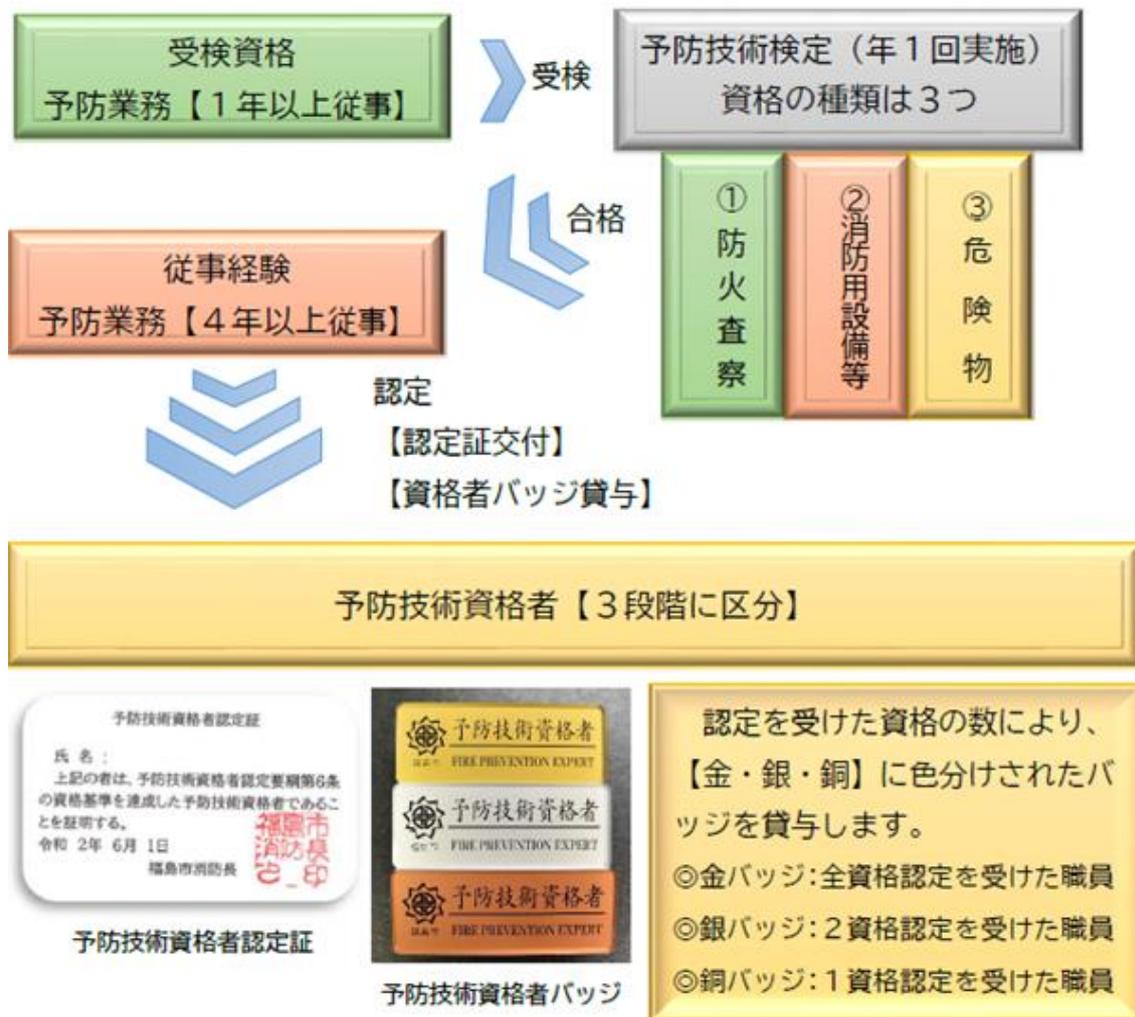
予防技術資格者（火災予防に関する高度な知識、技術を有する消防職員）が、消防本部、消防署所に適正に配置されており、予防業務の高度化が図られています。

〈取組方針〉

建築物の大規模化・複雑化等に伴い、高度化・専門化する予防業務を的確に行うため、「消防力の整備指針^{※44}」第32条第3項により、火災予防に関する高度な知識、技術を有する予防技術資格者^{※45}を配置するよう規定されており、現在、24名の職員を予防技術資格者として認定しています。

今後は、認定要件である予防技術検定合格者を計画的に増やし、予防業務に関する実務研修を通して高度な知識及び技術を持った職員を予防技術資格者として認定を進め、消防本部、消防署所に適正に配置します。

◎「予防技術資格者」認定までの流れ



基本目標Ⅴ 郷土愛で防災力を育むまち

重点施策1 消防団の充実強化

主要事業① 消防団員の確保や組織体制の強化（新規）

《目指す姿》

機能別団員の活動が充実し、若者や女性を中心に消防団への加入が進み、消防団の組織体制が充実しています。

〈取組方針〉

- (1) SNSの活用など若者や女性の感覚を取り入れながら消防団の活動をPRするとともに、消防団員確保に向けた取り組みを進めます。また、消防団アプリの活用など消防団活動の充実を図ります。
- (2) 機能別団員や女性消防隊の能力を活用し、火災予防活動や応急手当の普及啓発活動などを積極的に行います。
- (3) 消防団活動の実態に見合う団員報酬や出動手当の見直しを行います。

◎機能別団員制度

「支援団員」・・・日中に消防活動を行う活動団員

（消防団員OBや消防職員OBで構成）

「事業所団員」・・・勤務時間の日中に限り初期消火活動団員

（市内に勤務する人で構成）

「学生団員」・・・火災予防・広報活動、大規模災害時の後方支援活動

（市内の大学や専門学校等に通学する学生で構成）

◎消防団協力事業所制度

事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められ、信頼性が向上すると同時に、事業所の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度です。

◎ふくしま消防団サポート企業

地域防災力の中核として重要な役割を担う消防団を福島県全体で応援し、消防団が誇りをもって消防団活動に取り組むことができる環境を整えるため、福島県内の消防団員、消防団、消防団協力事業所に対し、サービス等の提供を行う企業、店舗、施設等のことです。

◎女性消防隊

各分団で災害対応の活動をしながら、分団の枠を超え市全域で活動する隊です。

主な活動は、火災予防活動や入団促進などの広報活動、防火防災指導、応急手当の普及と啓発活動、大規模災害が発生した時には、後方支援活動を行います。

主要事業② 消防団員の装備改善（継続）

《目指す姿》

「消防団の装備の基準※46」に基づき消防団の装備品が充実し、災害活動時の安全管理が徹底され、消防団員が安全に活動しています。

〈取組方針〉

装備品や資機材の見直しを行い、活動の実態に応じた装備品の貸与を行います。

また、装備品を定期的に更新し、消防団員の安全確保に努めます。



女性団員の消火訓練風景

消防団活動に協力しましょう！

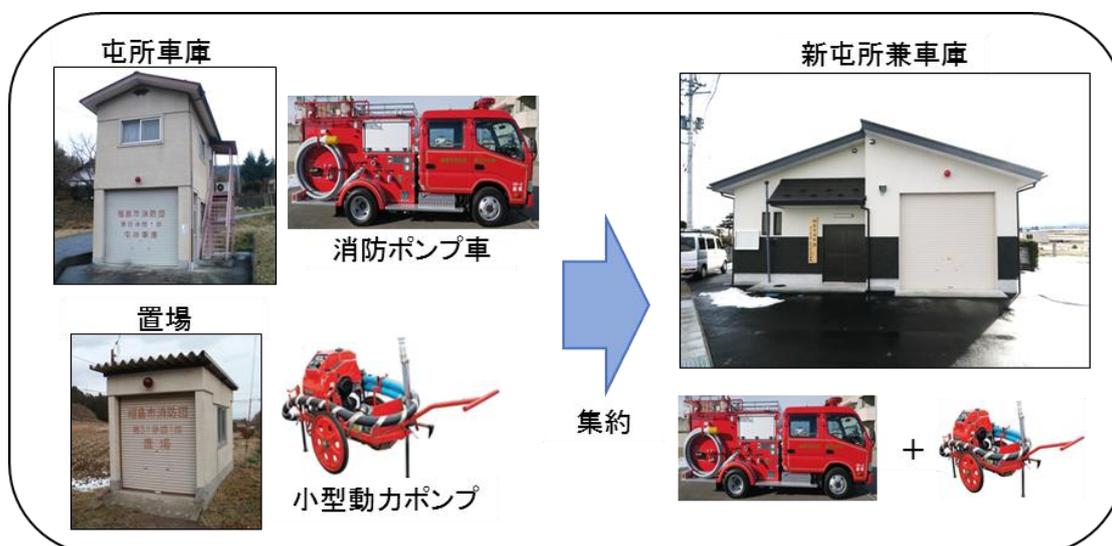
主要事業③ 消防団施設の充実（新規）

《目指す姿》

地域の実情に応じた施設、消防車両が適正に配置されており、地域防災力が充実しています。

〈取組方針〉

- (1) 消防力を低下させることなく、災害時対応の視点を踏まえ、消防団施設※47の集約化を行いながら、地域の防災拠点となる屯所等の安定的な更新を目指します。
- (2) 置場機能は、屯所車庫等の施設に集約します。
- (3) 消防団車両の適正配置を進めるための車両更新計画を作成し、定期的な車両更新を目指します。また、団員の運転免許資格を考慮し軽自動車の導入を推奨します。



集約化のイメージ図

主要事業① 自主防災組織における活動の活性化（継続）

《目指す姿》

官民連携による取り組みにより地域の自主防災体制の充実が図られ、「災害に強い地域（まち）づくり」に取り組んでいます。

〈取組方針〉

- (1) 「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識・行動のほか、自主防災組織の取り組みの活性化など、普段から地域での助け合いや取り組みが重要であることから、活動を支援する各種マニュアルを作成し、関連する部局や地域団体との連携強化により「災害に強い地域（まち）づくり」を推進します。
- (2) 防災の専門機関として消防団が指導的役割を果たせるよう防災教育等を行う機会を設け、自主防災組織を支援します。
- (3) 女性防火クラブによる予防広報活動により住民の「意識啓発」を行います。
- (4) VR消火訓練シミュレータを活用し、より実践に即した体験学習を行い、将来の防災リーダーを養成します。

主要事業② 幼少年消防クラブの活性化（継続）

《目指す姿》

将来の担い手となる子どもたちを対象に充実した防火教育を、地域や事業所、学校、行政が連携して行われています。

〈取組方針〉

- (1) 子どもたちが次世代の防災の担い手として、能動的に防災に対応することができる大人へと成長し、地域防災力の向上に繋げるために、子どもたちへ命の大切さを伝え、生きる力を養う防災教育を積極的に展開します。
- (2) 「災害に強い地域（まち）づくり」の将来像を実現するうえで、幼少期より様々な体験を通じた防災教育を行い、将来、防災福祉コミュニティ^{※48}を始めとした地域の防災を積極的に担ってもらえるよう、地域や事業者、消防団等の協力のもと取り組みます。

自主防災訓練に参加しましょう！

資料編

1 成果指標一覧

施策	主要事業名	事業内容	指 標		担当課
			現状値	目標値	
I-1-①	常備消防施設の再整備	・防災拠点施設の整備 ・女性用スペースの整備	耐震化率 50%	耐震化率 75%	消防総務課
I-1-③	消防水利の整備	消防水利の整備 (市街地・準市街地設置率)	86.4%	90.0%	消防総務課
II-3-①	人材育成の推進	女性消防吏員の計画的な採用	4名	15名	消防総務課
II-1-①	現場指揮能力の向上	現場指揮能力の向上 (消防学校入校)	2名入校	3名入校	警防課
II-1-②	職員の災害対応能力の向上	職員の災害対応能力の向上	975人参加	1,000人参加	警防課
II-2-①	高度救助隊の育成	救助隊員の育成 (消防学校入校)	2名入校	3名入校	警防課
III-1-①	事業所登録制度の推進	AEDサポート事業	—	150箇所	救急課
III-2-①	救急自動車の適正利用	救急安心センター事業 (#7119)	38分00秒	37分50秒	救急課
III-2-③	救急搬送の円滑化	医療機関との連携による病院収容時間の短縮			
III-3-②	救急救命士の養成	レベルの高い救急救命士の養成	55名	66名	消防総務課 救急課
III-3-③	救急自動車及び高度救命資器材の整備	車両更新計画に基づく更新・資器材の整備	10隊運用	11隊運用 (WS用)	救急課
IV-1-①	住宅用火災警報器の設置、維持管理の推進	住宅用火災警報器設置率の向上	設置率 79%	設置率 85%	予防課
			条例適合率 62%	条例適合率 70%	
IV-2-①	防火管理者の選任率向上	定期的な防火管理講習の実施	選任率 62%	選任率 80%	予防課
IV-2-③	消防法令違反の是正指導体制の強化	違反是正に係る実務研修の受講	受講者 2名	受講者 7名	予防課
IV-3-①	火災予防に関する高度な知識、技術を持った職員の養成	予防技術資格者の増員	認定者 20名	認定者 35名	予防課
V-1-①	消防団員の確保や組織体制の強化	機能別団員の入団による組織の充実強化	機能別団員 —	機能別団員 154名	消防総務課
V-1-③	消防団施設の充実	消防団施設の集約化	71棟	47棟	消防総務課
V-2-②	幼少年消防クラブの活性化	幼少年消防クラブの育成	少年消防クラブ 4組織	少年消防クラブ 20組織	予防課

2 福島市消防力適正配置等調査業務委託報告書(抜粋)

福島市消防力適正配置等調査結果の概要

調査の目的と内容

地域の実情を踏まえ、合理的かつ効果的な消防行政の提供を目的として、常備消防力（消防署所・車両）、非常備消防力（消防団）、消防水利（消火栓・防火水槽・プール）を対象に、現状の整備状況を把握すると共に、将来的な配置について検討を行った。本資料では、これらのうち常備消防力及び非常備消防力について、調査結果の概要を示す。

現状の消防力配置と消防需要

福島市消防本部は、現在 3 消防署 2 分署 3 出張所の 8 署所体制で市域の消防需要に対応している。現状の署所配置を図 1 に、消防需要指標値（建物火災及び救急事案の需要を、1 対 1 の割合で指標化したもの）の分布を図 2 に示す。また、現状の消防車両配置は表 1 に示すとおりである。

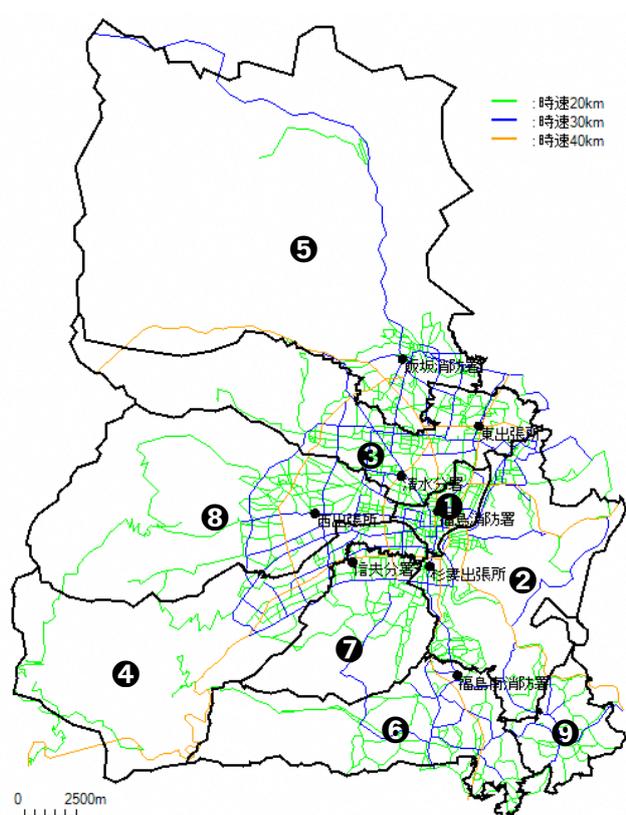


図 1 現状の署所配置（丸数字は方面隊を表す）

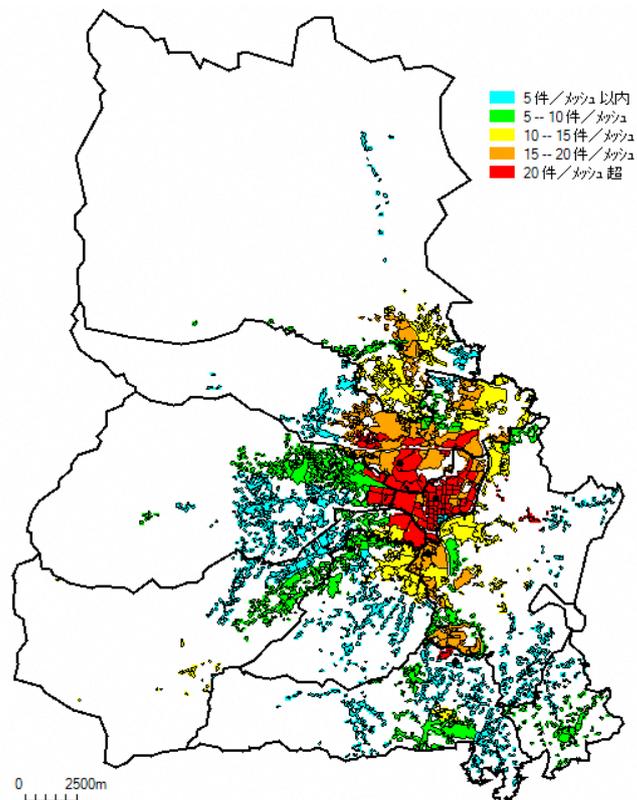


図 2 消防需要指標値の分布

表 1 現状の消防車両配置

消防署所	ポンプ車	救急車	はしご車	救助車	化学車
福島消防署	1	2	1	1	1
清水分署	1	2	0	0	0
西出張所	1	1	0	0	0
飯坂消防署	2	1	1	0	0
東出張所	1	1	0	0	0
福島南消防署	2	1	1	0	0
信夫分署	1	1	0	1	1
杉妻出張所	1	1	0	0	0
計	10	10	3	2	2

常備消防力に係る検討

(1) 現状消防力の運用効果

現状の署所位置及び車両配置における消防車両の到着時間や、災害に対する一定時間内の到着率を管内全域あるいは構成地域毎に算出し、消防力の充足状況（運用効果）を定量的に把握した（表2）。その結果、管内全域では一定レベルの運用効果を確保しているが、構成区域別に見ると、福島市の南東端に位置する第九方面隊（平成20年に福島市に合併した飯野地区）では、他構成区域に比べると直近の署所から遠い位置にあるため、消防需要の多い中心部への到着にはやや時間がかかることが分かった。しかしながら、現状では署所の増設は困難であることから、火災の初期消火などにおける消防団の効果的運用が重要であると考えられる。

消防力	署所	ポンプ車			救急車	はしご車	救助工作車	化学車
		第1着	第2着	第3着				
署所/車両数	8	10			10	3	2	2
評価指標	消防需要指標値	建物火災（世帯比例）			救急事案	中高層建物数	救助事案	危険物施設数
第一方面隊	3.6	3.9	6.0	8.0	3.4	3.3	3.8	3.5
第二方面隊	6.8	6.6	8.4	11.8	7.6	8.7	11.7	11.1
第三方面隊	4.6	4.5	8.6	10.1	5.1	8.6	9.8	10.2
第四方面隊	7.2	6.5	8.8	10.5	8.4	16.7	15.4	8.9
第五方面隊	5.4	5.4	5.5	11.6	6.5	4.8	16.3	15.0
第六方面隊	9.5	10.0	10.0	19.0	10.7	7.6	23.4	23.8
第七方面隊	6.0	5.9	9.2	11.3	6.5	11.7	6.4	7.6
第八方面隊	6.2	6.2	10.5	12.5	6.6	11.2	11.9	11.6
第九方面隊	16.7	16.7	16.7	27.2	18.5	16.9	27.7	28.0
全域	5.7	5.7	8.2	11.2	6.2	6.7	11.5	10.9

表2 現状消防力の運用効果（消防車両の平均走行時間 [分]）

(2) 消防署所及び消防車両の適正配置

現状の8署所のうち、昭和56年以前の旧耐震基準の建築物4署所（本部・福島消防署、福島消防署清水分署、福島消防署西出張所、福島南消防署杉妻出張所）を建替え等の対象とし、他署所は現状位置固定で適正配置とその運用効果を算定した。適正配置の算定結果は図3の通りである。

また、適正署所配置を前提として、消防車両の適正配置及びその運用効果を算定した（表3、4）。その結果、消防署所及び消防車両の運用効果が改善し、全域における平均走行時間はほぼ全て短縮される結果となった。

したがって、署所配置については、今後の庁舎建替え等の機会を活用して移転を検討すると共に、車両配置についても適宜見直しを行うことが望ましい。

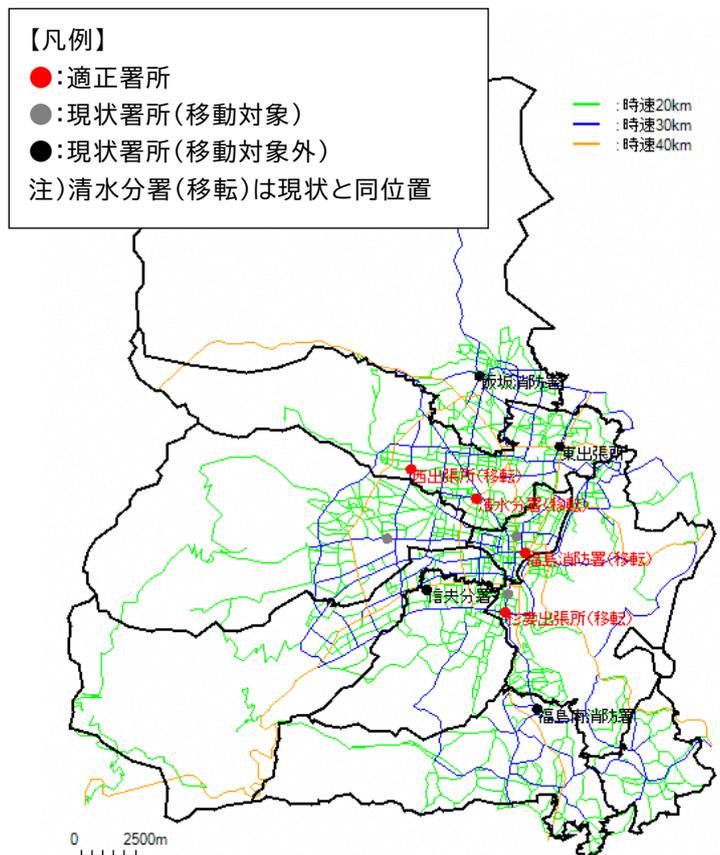


図3 消防署所の適正配置

表3 消防車両の適正配置の算定結果

消防署所	ポンプ車	救急車	はしご車	救助工作車	化学車	備考
福島消防署(移転)	2	2	1	1	0	
清水分署(移転)	2	2	0	0	0	署所配置は現状と同位置
西出張所(移転)	1	1	0	0	0	
飯坂消防署	1	1	1	1	0	
東出張所	1	1	0	0	1	
福島南消防署	1	1	1	0	0	
信夫分署	1	1	0	0	0	
杉妻出張所(移転)	1	1	0	0	1	
計	10	10	3	2	2	

表4 適正配置の運用効果(消防車両の平均走行時間[分])

消防力	署所	ポンプ車			救急車	はしご車	救助工作車	化学車
		第1着	第2着	第3着				
署所/車両数	8	10			10	3	2	2
評価指標	消防需要指標値	建物火災(世帯比例)			救急事案	中高層建物数	救助事案	危険物施設数
第一方面隊	3.3 (-0.3)	3.6 (-0.3)	3.7 (-2.3)	6.6 (-1.4)	3.3 (-0.1)	3.0 (-0.3)	3.2 (-0.6)	7.1 (3.6)
第二方面隊	6.0 (-0.8)	5.8 (-0.8)	8.3 (-0.1)	10.0 (-1.8)	6.6 (-1.0)	6.9 (-1.8)	9.5 (-2.2)	7.1 (-4.0)
第三方面隊	4.1 (-0.5)	4.1 (-0.4)	6.4 (-2.2)	8.5 (-1.6)	4.6 (-0.5)	9.3 (0.7)	9.4 (-0.4)	6.5 (-3.7)
第四方面隊	7.6 (0.4)	6.9 (0.4)	9.9 (1.1)	10.9 (0.4)	8.9 (0.5)	15.5 (-1.2)	21.7 (6.3)	13.3 (4.4)
第五方面隊	5.4 -	5.4 -	11.2 (5.7)	12.2 (0.6)	6.3 (-0.2)	4.8 -	7.3 (-9.0)	12.0 (-3.0)
第六方面隊	9.5 -	10.0 -	17.3 (7.3)	20.7 (1.7)	10.3 (-0.4)	7.6 -	21.1 (-2.3)	18.1 (-5.7)
第七方面隊	5.3 (-0.7)	5.3 (-0.6)	9.0 (-0.2)	11.1 (-0.2)	5.9 (-0.6)	10.2 (-1.5)	11.3 (4.9)	6.9 (-0.7)
第八方面隊	7.1 (0.9)	7.0 (0.8)	9.2 (-1.3)	11.5 (-1.0)	7.7 (1.1)	11.2 -	15.2 (3.3)	15.8 (4.2)
第九方面隊	16.7 -	16.7 -	25.4 (8.7)	26.0 (-1.2)	18.0 (-0.5)	16.9 -	25.2 (-2.5)	25.4 (-2.6)
全域	5.4 (-0.3)	5.5 (-0.2)	8.3 (0.1)	10.3 (-0.9)	5.8 (-0.4)	6.4 (-0.3)	11.0 (-0.5)	10.2 (-0.7)

注) 括弧内は現状との差分を表す。ただし、0.05分より小さな変化は変化無し「-」としている。

非常備消防力に係る検討

(1) 非常備消防力の運用効果

福島市には9方面隊、43分団、229の消防団屯所等が配置されている(図4)。これらのうち機動力のあるポンプ車または積載車が配置されている153の屯所等について、第1~6着消防団の運用効果を整理し、一定レベルの運用効果を確保していることが確認できた(表5)。ただし、消防団員が屯所等に参集し、出動するまでにかかる時間は考慮していないことから、常備消防力との違いに留意する必要がある。

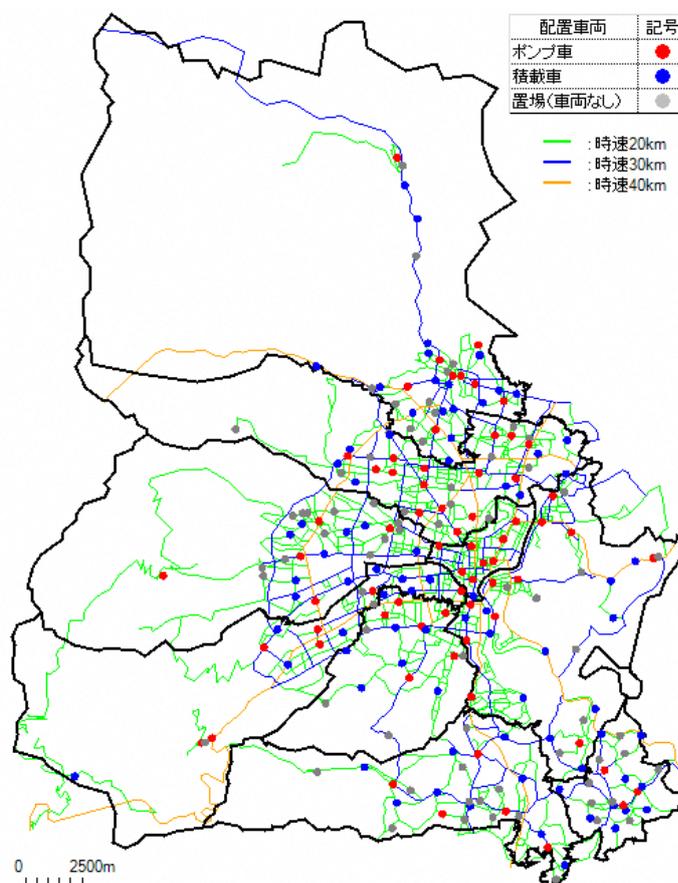


図4 消防団屯所等の配置

表 5 消防団の運用効果（消防車両の平均走行時間 [分]）

消防団	第1着	第2着	第3着	第4着	第5着	第6着
評価指標	建物火災（世帯比例）					
第一方面隊	1.7	2.5	3.1	3.5	3.9	4.3
第二方面隊	2.8	4.3	5.2	5.9	6.5	7.0
第三方面隊	2.3	3.5	4.2	4.8	5.2	5.7
第四方面隊	2.2	3.4	4.1	4.7	5.1	5.5
第五方面隊	1.9	3.0	3.7	4.4	4.9	5.3
第六方面隊	2.7	4.1	5.4	6.5	7.4	8.0
第七方面隊	2.2	3.5	4.5	5.2	5.7	6.1
第八方面隊	2.7	4.3	5.2	5.7	6.2	6.6
第九方面隊	1.9	3.2	4.0	4.6	5.1	5.6
全 域	2.2	3.5	4.2	4.8	5.3	5.8

(2) 各地区への消防団の参集状況

消防団の活動の中で、特に緊急性を要する建物火災の消火活動を考えた場合、4 隊の消防団が早期に集結できることが望ましい。消防力の各地区への参集状況に着目し、一定時間内に消防団 4 隊が参集できない地区、4 隊以上が参集できる地区を抽出すると（図 5）、参集困難な地区が 4 地区（土湯温泉町、飯坂町茂庭、山田、平石）あることが確認できた。これは山間部であることと道路状況等に起因していると考えられる。したがって、当地区は自主防災組織の活動促進や常備消防との連携などの方策が必要と考えられる。

(3) 消防団屯所等の疎密度

消防団屯所等の疎密度を把握するため、各屯所間の走行時間を整理した結果（図 6）、主に山間部では配置が疎らな屯所等も見られたが、中心部等では屯所等が密集している。さらに、これら屯所等に車両を配備していない置場も含めると、ほぼ全域において密集していることが確認できた。したがって、消防団屯所等（置場含む）の配置については、将来世代を見据えた長期的な視点により、地域の実情に応じた必要な機能の選択を検討し、統廃合等を踏まえた保有量の適正化を図る必要があると考えられる。

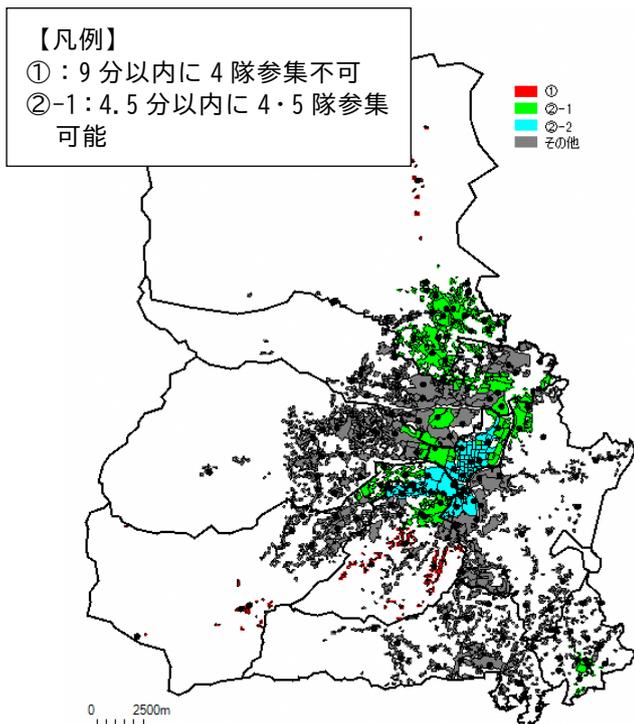


図 5 消防団の参集部隊数に基づく地区の状況

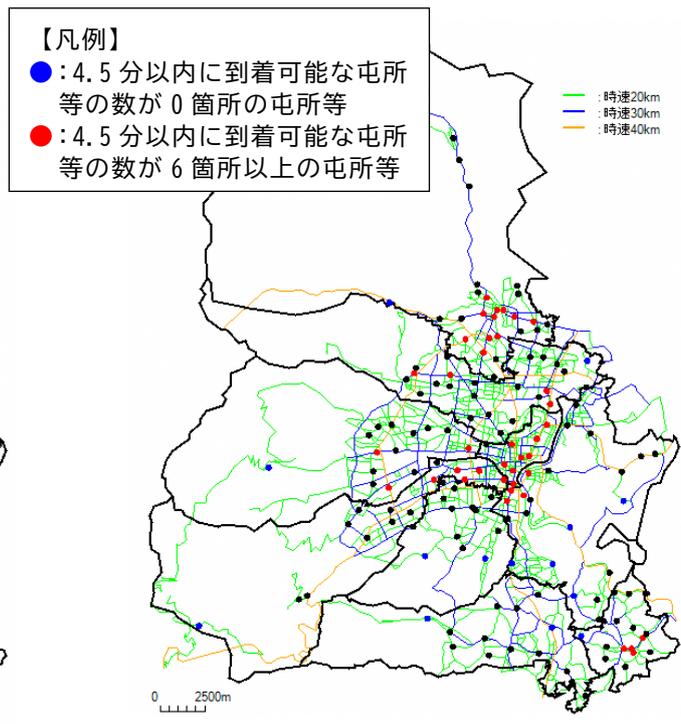
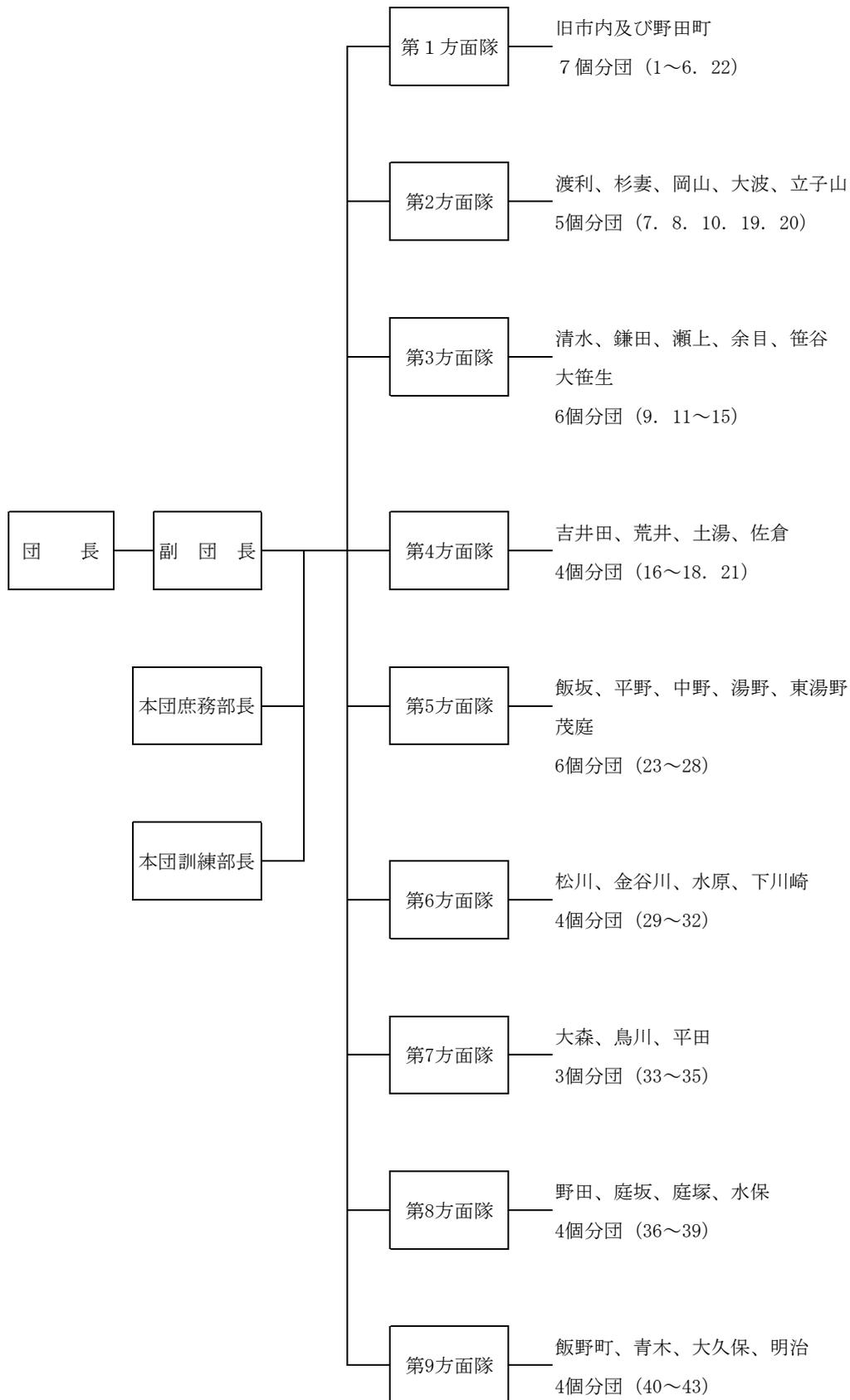


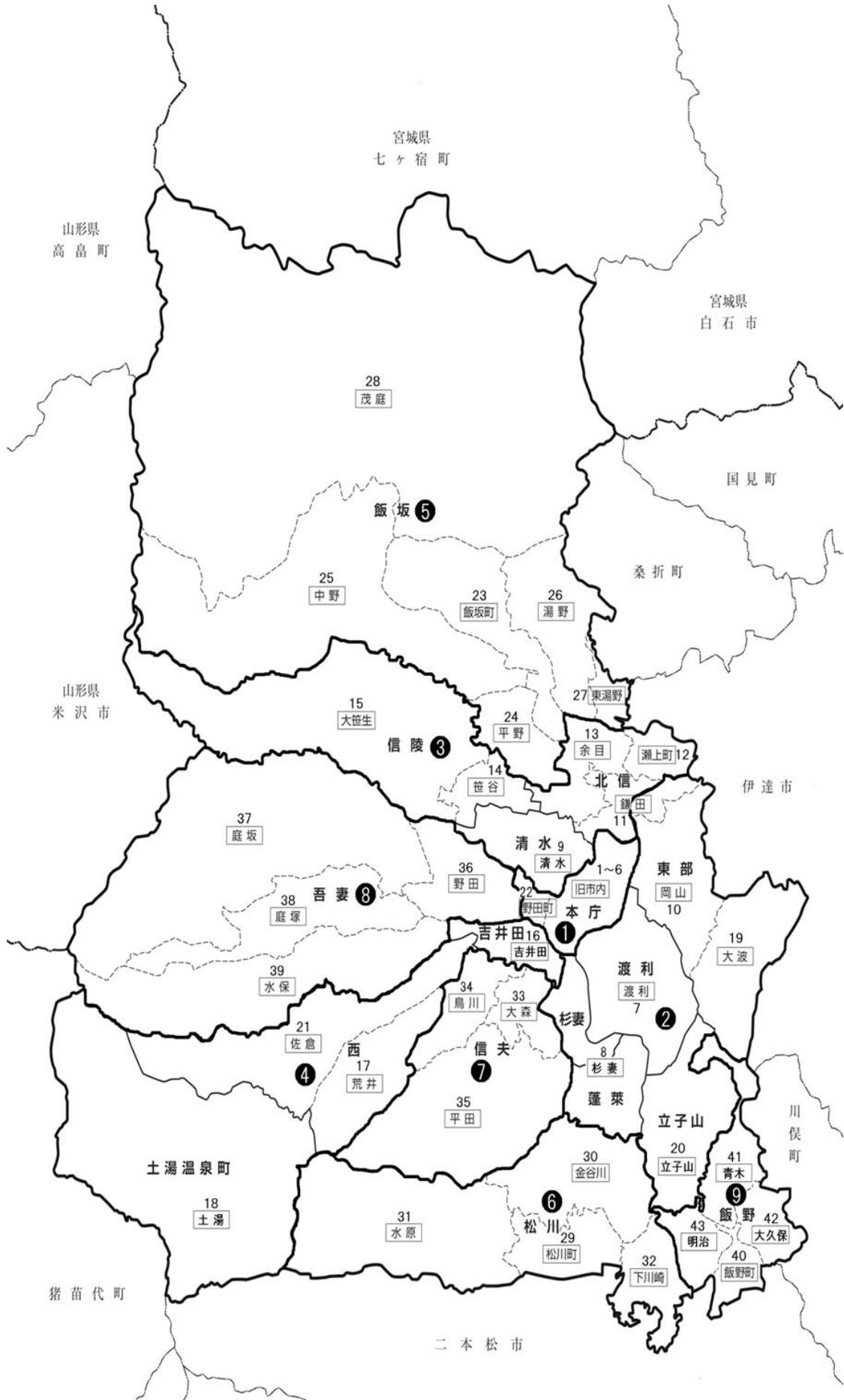
図 6 消防団屯所等の密集度

3 消防団の組織体制図

本市消防団は、福島県信夫郡時代の各町村が福島市と合併するごとに組織が拡大し、現在は、1本団、9方面隊及び43分団の組織で構成されている。



方面隊・分団区域 1~43分団



4 用語集

※1 首都直下型地震：

東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）の地域並びに茨城県の区域のうち国が定める地区をいう。）及びその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震。

※2 広域応援体制：

被災地の実情に即した総合的かつ継続的な応援体制等。

※3 PDCAサイクル：

Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法。

※4 災害時要援護者：

災害から身を守るため、安全な場所に避難するなどの一連の防災行動をとる際に、支援を必要とする人。

※5 避難行動要支援者：

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの。

※6 南海トラフ地震：

日本列島の太平洋沖、静岡県の駿河湾から九州東方沖まで続く「南海トラフ」添いの広い震源域で連動して起きると警戒されている巨大地震。

※7 高度救助隊：

高度な救出救助能力と機材を有する消防の救助専門部隊。

※8 旧耐震基準：

建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、1981（昭和56）年5月31日までの建築確認において適用されていた基準。

※9 公共施設等総合管理計画：

地方公共団体が、厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置の実現を目指す計画。

※10 高機能消防指令システム：

119番通報の受付、災害通報の覚知、出動車両の自動編成、出動指令、現場作戦支援を統括する高度にIT化された指令システム。

- ※11 消防救急デジタル無線：
消防署と、出動している消防車・救急車などとの連絡を取るために使用しているデジタル通信方式による無線。
- ※12 高機能消防指令センター：
火災や救急等の出動指令の受令のほか、車両状況の登録及び各種届出情報の入力を行う装置。電話による通報が困難な方を対象として、携帯電話等のインターネット機能による119番通報を受信する装置。
- ※13 消防水利の基準：
消防法に規定する消防に必要な水利施設及び消防水利として指定されたもの。
- ※14 消防施設整備計画実態調査：
「消防力の整備指針」に基づき、市町村で設置した施設・人員の整備目標とこれに対する整備状況を把握するため、おおむね3年に1回実施している調査。最新は令和元年度。
- ※15 疾病構造の変化：
人の多くがかかっていた病気の質と量の変化。日本の死亡率は感染症から生活習慣病へと転換しています。
- ※16 救急救命士：
厚生労働大臣の免許を受け、医師の指示のもとに、救急救命処置を行うことができる者。
- ※17 住宅用火災警報器：
火災により発生する煙や熱を感知し、音や音声により警報を発して火災の発生を知らせる装置。新築住宅に対しては平成18年6月1日から設置を義務化、既存住宅に対しては平成23年6月1日から設置を義務化しました。
- ※18 設置率：
住宅用火災警報器が1箇所以上設置されている世帯の割合のこと。
- ※19 条例適合率：
火災予防条例で義務付けられている全ての箇所（寝室等）に住宅用火災警報器が設置されている世帯の割合のこと。
- ※20 機能別団員：
能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する消防団員。
- ※21 女性防火クラブ：
家庭での火災予防の知識の習得、地域全体の防火意識の高揚などを目的に、地域で活動している組織。
- ※22 防災拠点：
災害時に防災活動の拠点となる施設や場所。

- ※23 ICT：
Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。
情報処理や通信に関する技術の総称。
- ※24 IP無線：
帯電話網や自営無線の無線パケット通信機能を使い、デジタルデータや音声を Voip 化して伝送する移動体通信サービス。
- ※25 Voip（ヴォイプ）：
IP無線から発信された音声インターネット回線を通して、相手のIP無線に音声を届けること。
- ※26 パケット：
パケット通信はデータを小さく一定のサイズに分割して送ることをいい、その分割された一つひとつのデータのこと。
- ※27 IPアドレス：
インターネット上に接続された機器を識別するナンバーで住所のような役割。
- ※28 NET119：
音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が円滑に消防への通報を行えるようにするシステム。
- ※29 テキストチャット：
チャットのうち、コミュニケーション手段として特に文字データ（テキスト）を使用するチャットのこと。
- ※30 県内広域応援隊：
「消防組織法第43条に基づく知事の指示による」部隊名称で、福島県広域消防相互応援協定に基づき、管轄の市町村の消防力のみでは対応困難な大規模・特殊な災害の発生に際して、発災地の消防長の要請または、福島県知事の指示により出動し、災害活動を行うこと。
- ※31 緊急消防援助隊：
阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制に基づく消防部隊。
- ※32 NBC災害：
核（nuclear）、生物（biological）、化学物質（chemical）による特殊災害。
- ※33 NBC災害即応部隊：
NBC災害に関する知見および資器材を有し、緊急消防援助隊として出動要請から30分以内に迅速に出動する部隊。指揮車・救助工作車・作業車・ポンプ車で編成。

※34 応急手当普及員：

地域住民や所属する事業所の従業員に対して行う普通救命講習の講師として活動する方。

※35 バイスタンダー：

救急現場に居合わせた人（発見者、同伴者等）。

※36 救命のリレー：

突然死を未然に防ぐための「心停止の予防」、心停止の可能性があれば 119 番通報と A E D（自動体外式除細動器）の手配を依頼する「早期確認と通報」、市民が行う心肺蘇生や A E Dによる電気ショックなどの「一次救命処置」、救急隊と医療機関による「高度な救命医療」のリレーのこと。



※37 #8000：

保護者の方が、夜間の子どもの症状にどのように対処したら良いのか、病院を受診した方がよいのかなど判断に迷った時に、小児科医師・看護師に電話で相談できるもの。

※38 地域包括ケアシステム：

高齢者になっても住み慣れた地域で、自立した生活を最期まで送ることができるように、必要な医療、介護、福祉サービスなどを一体的に提供し、すべての世代で支え・支えられるまちづくり。

※39 救急ワークステーション：

福島県立医科大学附属病院に救急車と救急救命士を含む救急隊を派遣し、医師などの指導の下で病院実習を行い、知識と技術の向上を図る施設。また、病院実習中に医師の現場出動が必要となる重傷事案が発生した場合に、医師と救急救命士が同乗し、ドクターカーとして出動することで早期に医療を開始します。

※40 メディカルコントロール体制：

消防機関と医療機関との連携によって、救急隊が現場からいつでも迅速に医師の指示、指導・助言を要請することができ、実施した救急活動の医学的判断、処置の適切性について医師による事後検証が行われるとともに、その結果が再教育に活用され、救急救命士の資格取得後の再教育として、医療機関において定期的に病院実習が行われる体制。

本計画では 29 頁、「重点事業3 救急業務の高度化の推進」中、主要事業①救急ワークステーションの充実強化において、救急隊員の生涯学習の充実がメディカルコントロール体制の病院実習の実施、救急救命士の再教育体制の実勢につながっています。また、主要事業②救急救命士の養成において、救急救命士の特定行為は医師の指示により行われるため、救急活動に必要な体制です。

- ※41 高度救命用資器材：
救急救命士及び救急隊員が救命のために行う高度な処置に使う資器材。
- ※42 防火管理者：
消防法により学校や病院、工場や百貨店など、多数の者が出入・勤務・居住する防火対象物において、火災予防のために必要な業務を推進する責任者。
- ※43 立入検査：
火災を未然に防止し、火災による被害の軽減を図るため、防火対象物等に対して、建物や設備が消防法令に基づく基準に適合しているか否かを消防職員が定期的に行う検査。
- ※44 消防力の整備指針：
昭和 36 年に「消防力の基準」として市町村の消防力の強化を推進するため、必要最少限の施設・人員を定めることを目的に制定。平成 17 年には、警防・予防・救急・救助等の各分野の充実強化を図るとともに、想定しうるあらゆる災害に十分対応できる体制を整備していく必要性から、時代に即した基本的な理念や新たな視点を反映した基準とするため、一部改正が行われ、名称も「消防力の整備指針」と改められました。
- ※45 予防技術資格者：
火災の予防に関する高度な知識及び技術を有するものとして消防庁長官が定める資格を有する者。
- ※46 消防団の装備の基準：
平成 25 年 12 月 13 日に公布・施行された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を受け、情報通信機器、安全確保のための装備、救助活動資機材等の消防団の装備をするよう改正されたもの。
- ※47 消防団施設：
災害時に分団員の集結に必要なスペースを有し、可搬ポンプ、各種資機材等を格納できる施設。
- ※48 防災福祉コミュニティ：
市民、事業者及び市の協働により、地域福祉活動と地域防災活動との緊密な連携を図りつつ、これらの活動に積極的に取り組むコミュニティ。



福島市
FUKUSHIMA CITY

福島市消防本部

所在地：〒960-8001 福島市天神町 14 番 25 号

電話番号：024-534-0119

ファックス番号：024-534-0310

E-メール：shoubou@mail.city.fukushima.fukushima.jp